

(案)



足立区

第二次 あだち都市農業振興プラン

令和2年度～令和11年度

令和2年 月

足立区 産業経済部 産業振興課

目 次

第1章 あだち都市農業振興プランの策定に向けて

- 1 新たなプラン策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 プランの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 プランの推進主体と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 プランの推進に向けた経営モデル・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 プランの計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 6 プランの進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 区内農業の現状と課題

- 1 区内農業の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 区内農業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 区内農業の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第3章 農業振興方針と施策

- 1 基本的方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 農業振興施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

資料編

- 1 用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 3 農地・農業に対する区民の意識調査結果・・・・・・・・・・ 35
- 4 農地・農業に対する農業者の意識調査結果・・・・・・・・ 46

第1章 あだち都市農業振興プランの策定に向けて

1 新たなプラン策定の背景と目的

高度経済成長期以降、都市における農地は、市街化の進展とともに消えていく過渡的な存在と捉えられていました。しかし、昭和60年代になると、急激な地価上昇に伴う宅地需要のひっ迫に対応するため、都市農地の宅地化促進が求められるようになり、宅地化する農地と、生産緑地地区に指定し保全する農地への区分が進められました。

また、近年の「都市に農業や農地を残していくべき」という声の高まりや、東日本大震災をきっかけとした都市農地の防災機能の見直し等を背景に、平成27年の「都市農業振興基本法」の制定、その翌年の「都市農業振興基本計画の閣議決定」を経て、従来「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地の位置付けは、都市に「あるべきもの」へと転換されました。

このような状況の変化の中、区はこれまで、平成17年3月に策定され、平成23年3月に中間見直しを実施した「あだち都市農業振興プラン」に基づいて、農業者はもとより区民にも魅力ある産業としての都市農業の振興を図るため、さまざまな施策を展開してきました。

平成29年5月に「東京農業振興プラン」が策定され、目指すべき東京の農業の姿が明示されました。平成29年6月には「生産緑地法」が一部改正され、面積要件の引き下げや10年間期間を延長する特定生産緑地制度（※1）が創設されました。加えて、平成30年9月には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され生産緑地（※2）の貸借がよりスムーズに進むように改められました。

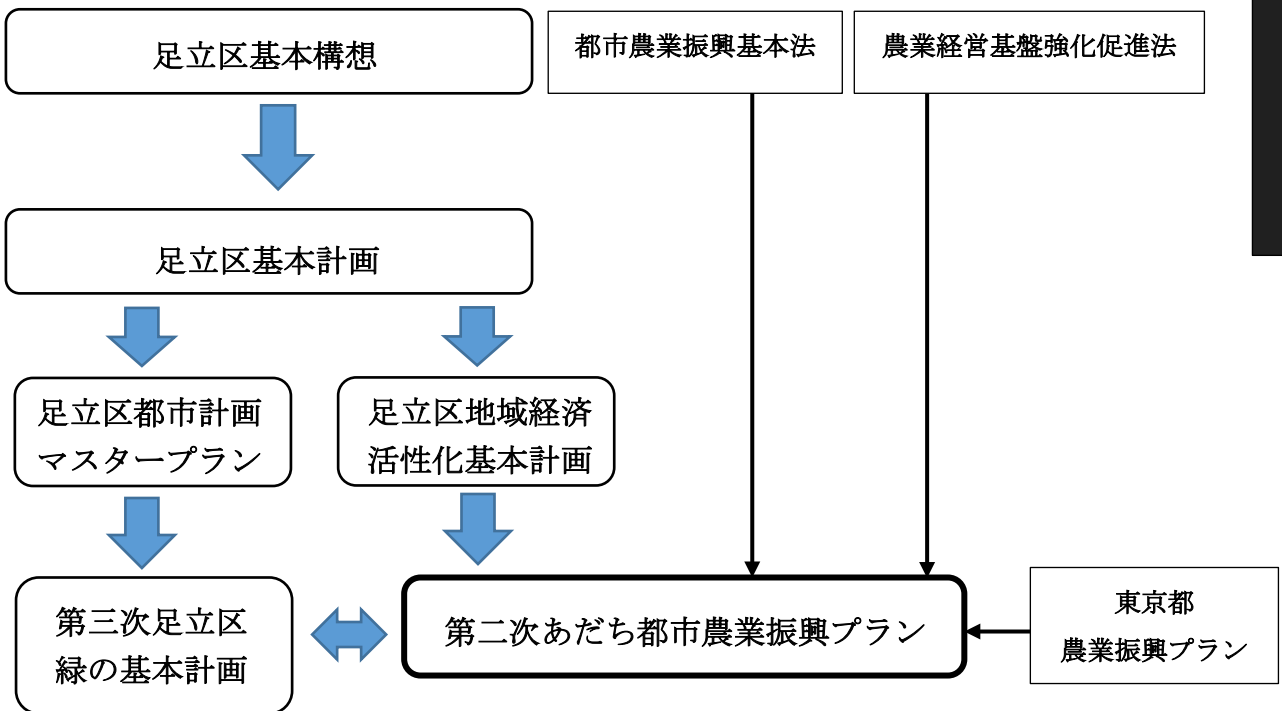
一方、区内の農業者は都市に立地する特性を活かして学校給食への納品や直売所での販売などの新しい試みにも果敢に挑戦し、地域の貴重な資源である農地の活用を図っています。

このような状況に的確に対応し、区内における農業経営を支援・育成しつつ、都市の貴重な資源である農地を維持しながら、区民、そして消費者の期待にも応え得る「第二次あだち都市農業振興プラン（以下「本プラン」）」を策定します。

2 プランの位置づけ

本プランは、「足立区地域経済活性化基本計画」の分野別計画として、「都市農業振興基本法」における地方計画を兼ねるものとします。また、農業経営基盤強化促進法における「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」として位置づけます。

図 プランの位置づけ



3 プランの推進主体と役割

あだち都市農業振興プランの推進にあたり、「足立区」「農業委員会」「東京スマイル農業協同組合（JA東京スマイル）」「農業者」「商工業者」「区民」の役割を次のとおり明確にし、相互の理解と協力を深め、取り組んでいきます。

主 体	役 割
足立区	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲ある農業者に対して積極的に支援を行い、都市農業の保全に努めるとともに、庁内の関係各課が積極的に、計画を推進する。 ・事業の推進にあたりJA東京スマイル及び農業者、関係団体、区民間の調整を行うとともに、適切かつ最新情報を提供し、相互理解と協力を努める。
農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産力の発展及び農業経営の合理化を推進する。 ・行政、農業者、区民との円滑な協力関係の保持に努め、相互に連携し事業を推進する。
JA東京スマイル	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者に対し適正な営農指導と経営改善に対する助言を行う。 ・農業者で組織する団体の育成と助言を行う。 ・行政、農業者、区民との円滑な協力関係の保持に努め、相互に連携し事業を推進する。
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ・農地を適正に管理するとともに、環境に配慮し、安全な農産物の生産に努める。 ・農地、農業を地域の貴重な資源と認識し、区民から信頼される持続性ある農業の確立に努める。 ・区内産農産物を区民に提供し、地産地消に努める。
商工業者 (飲食店、青果店、 商店街など)	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の農産物を積極的に取り扱う。 ・地場流通など農業者と区民を結ぶ取組みを推進する。
区民（消費者）	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農業の役割を理解し、農地保全、地産地消の推進に協力する。

4 プランの推進に向けた経営モデル

プランの推進には、区内農業者の経営が維持されることが前提となります。農業者が持続可能な経営計画を作成する際の指標となるよう、実際の経営事例を参考に、農業所得などの経営モデルを次のとおり設定します。

(1) 目標とする農業所得

平成27年の農林業センサスによると販売金額が500万円以上の区内農業経営体数は、87戸の内17戸と約2割を占めます。

農業所得の増加による安定した農業経営を実現するためには、目標となる農業所得を設定し、農業者が目標に向かってステップアップしていけるよう支援することが必要です。

農業所得の目標は、東京農業振興プランで設定されている「地域の農業を担う経営モデル」の所得目標である600万円を基本としますが、農業者の経営形態に応じて1,000万円も設定します。また、後継者不在などにより経営規模の拡大が困難な農業者の所得目標は、東京農業振興プランで設定されている「農業の広がりを支える経営モデル」の所得目標300万円とします。

(2) 目標とする労働力

当区では、後継者のいる農業経営体の労働力は、概ね3人ないし4人が平均的です。このことから、目標とする労働力は主たる従事者2人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本とします。労働力が不足する農業者については、雇用労働力や農業ボランティアなどを活用していきます。

(3) 目標とする労働時間

農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、機械化などによる農作業の省力化を積極的に進め、主たる従事者一人当たりの年間労働時間を1,800時間とします。

また、休日の設定や家族間の経営分担などを進めるとともに、繁忙期の臨時雇用者や農業ボランティアなどの確保が円滑に進むよう体制を整えます。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

ア 青年等の育成・確保に関する目標

平成31年度の足立区の新規就農者は1人となっており、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

国が掲げる新規に就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという目標を踏まえ、足立区で新たに農業経営を営もうとする青年などの確保については、年間1人から2人に倍増するという目標を設定します。

イ 青年等の確保に向けた足立区の取組み

足立区における新規就農者への支援については、都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター（公益財団法人東京都農林水産振興財団）及び一般社団法人東京都農業会議との連携を図り、就農相談機能の充実を目指します。また、技術指導及び経営指導については特に重点を置き、中央農業改良普及センター、J A東京スマイル農業協同組合等と連携して将来的には認定農業者（※3）へと誘導します。

ウ 労働時間及び農業所得の目標

足立区及び周辺区その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）水準の達成と、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ、年間農業所得300万円程度の達成を目標とします。

エ 目標とすべき経営モデルの類型・指標

現に足立区及び周辺区で展開している優良事例を踏まえ、類型は次項の「目標とする経営モデル7」に示す農業所得300万円を経営モデルとします。

(5) 目標とする経営モデル

当区の特産農産物と現在の農業経営の状況を基本に、次の7タイプを経営モデルとします。年間所得目標については、「東京農業振興プラン」を参考に設定しました。

	経営モデル	経営耕地(a) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	年間所得 目標 (千円)	主な施設・ 機械
1	コマツナの学校 給食を主とした 経営	50 (施設40) 300	3 + 雇用1	コマツナ	10,000	園芸用ハウス トラクター 堆肥施設
2	花壇苗の市場出 荷を主とした 経営	70 (施設30) 120	3 + 雇用2	ハボタン パンジー 等	10,000	園芸用ハウス 播種機 自動土入れ機
3	ツマモノの市場 出荷を主とした 経営	30 (施設20) 80	3	ムラメ アユタデ メカブ	6,000	園芸用ハウス 予冷庫
4	エダマメ、プロ ッコリー、ネギ 等の市場出荷を 主とした経営	60 (施設30) 240	2	エダマメ ブロッコリー ネギ コマツナ	6,000	園芸用ハウス トラクター 堆肥施設
5	多品目野菜の 直売経営	80 (施設20) 160	3 + 雇用0.5	エダマメ ブロッコリー ネギ コマツナ	6,000	園芸用ハウス トラクター 堆肥施設
6	キク切花の市場 出荷を主とした 経営	60 (施設60) 60	2	キク	6,000	園芸用ハウス トラクター 動力噴霧機
7	直売所の出荷や 学校給食を主と した経営	60 (施設5) 100	2	コマツナ エダマメ ブロッコリー	3,000	園芸用ハウス 予冷庫

(6) 農業経営基盤強化促進事業及び農地利用集積円滑化事業に関する事項

足立区では、河川等を除くほぼ全てが市街化区域であるため、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進事業及び農地利用集積円滑化事業は、該当しません。

5 プランの計画期間

令和2年度からおおむね10年間としますが、社会情勢・経済の変化や施策の進捗状況などにより、必要に応じて見直しを行います。

6 プランの進捗管理

本プランで掲げた施策について、その具現化を図るとともに、進捗を管理していく必要があります。

そのため、あだち都市農業振興プラン推進協議会を年1回程度開催し、事業の進捗チェックと必要に応じた改善を行い事業推進を図ります。

第2章 区内農業の現状と課題

1 区内農業の変遷

当区は、河川によるかんがいの便に富み、平坦で地味肥沃の地であったことから、古くから水田として耕されてきました。特に、江戸時代には幕府直轄地湊江領として数多くの新田開発が行われ、慶長年間から正保年間の約30年間に13ヶ所余りの新田が開墾されました。

江戸幕府の穀倉地帯であった当地域は、明治維新以降になると政府や府郡町村などの多種作物の奨励指導により急速に様変わりしました。中でも、野菜や花きは大消費地東京市に近接し多くの需要があること、比較的小面積で栽培でき、かつ収入が多いことなどの理由から栽培が盛んになり、従来のものであった米麦の栽培は従として行われるようになりました。

昭和に入り、戦時中には食料増産政策がとられたため花き栽培は禁止され、当区の花き栽培は一時的に衰退しましたが、戦後、花きの需要が増えたことにより花き栽培も復活しました。

高度経済成長時代になると都市部への大量の人口流入がおこり、広範の農地が宅地化され、農地面積が減少しました。また、その後の地価の高騰と農家における相続は高額な税負担を伴ったことから農地の減少に拍車をかけ、農地の保持と農業経営基盤を更に厳しいものにしました。

農地・農家が減少するなかで、農業者の多くは、チューリップや夏ギクに代表される足立の花き栽培やムラメ、穂ジソなどのツマモノ栽培は一部作目転換を図りながら、その伝統技術を今も引き継いでいます。また、都市の立地という有利性を活用した一般野菜も、コマツナやエダマメ、ブロッコリーなどを中心に、都内でも有数の生産地としての地位を維持しています。

2 区内農業の現状

(1) 農地面積

当区の農地面積(表1)は、48.2ha(平成31年度)で、23区内農地の9.32%を占めており、練馬区(199.7ha)、世田谷区(96.2ha)について3番目に位置していますが、平成27年から平成31年の5年間に11.2haの農地が減少しています(図1)。また、農地の中で生産緑地地区に指定されている面積(表1)は30.17ha(平成31年度)で、平成27年から平成31年の5年間で、3.02ha減少しました(図2)。

表1 農地面積及び生産緑地面積

年 度	農地面積	生産緑地面積	件数
平成4年度	333.0	36.87	215
平成5年度	290.3	41.23	246
平成6年度	270.2	40.87	241
平成7年度	234.4	40.65	240
平成8年度	211.7	40.21	238
平成9年度	205.0	39.50	236
平成10年度	197.3	38.79	231
平成11年度	185.9	38.66	231
平成12年度	185.4	41.88	250
平成13年度	145.8	41.00	250
平成14年度	115.6	40.79	249
平成15年度	112.2	40.20	254
平成16年度	107.0	39.49	249
平成17年度	104.2	39.51	249
平成18年度	100.6	39.06	245
平成19年度	96.7	38.70	245
平成20年度	93.8	38.45	243
平成21年度	91.7	37.49	237
平成22年度	87.3	36.91	234
平成23年度	68.4	36.63	229
平成24年度	66.5	35.48	226
平成25年度	64.1	34.12	219
平成26年度	62.6	33.38	217
平成27年度	59.4	33.19	214
平成28年度	57.6	32.68	212
平成29年度	55.9	32.21	209
平成30年度	50.3	31.32	203
平成31年度	48.2	30.17	196

面積の単位は ha

図1 農地面積の推移

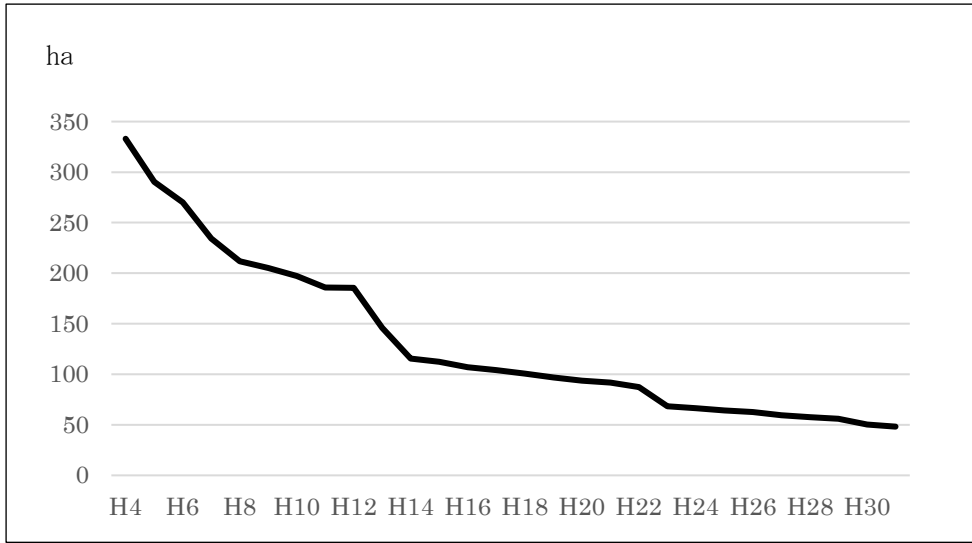
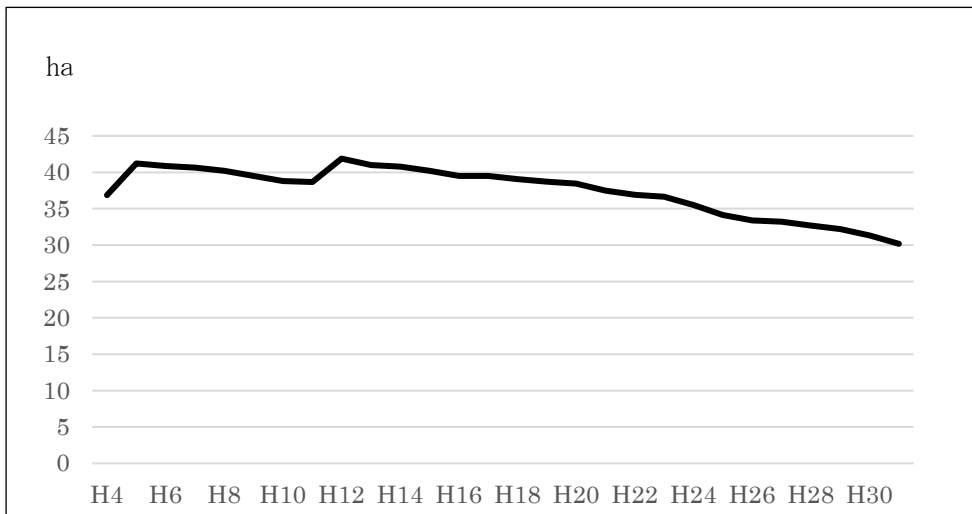
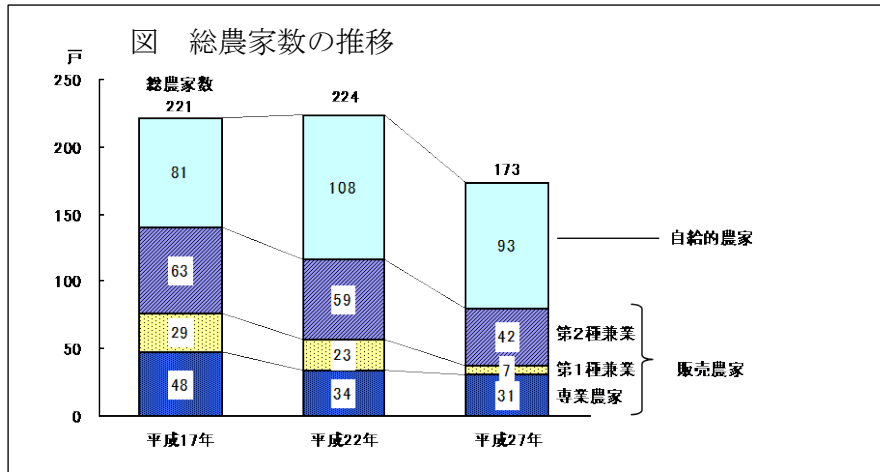


図2 生産緑地面積の推移



(2) 農家数

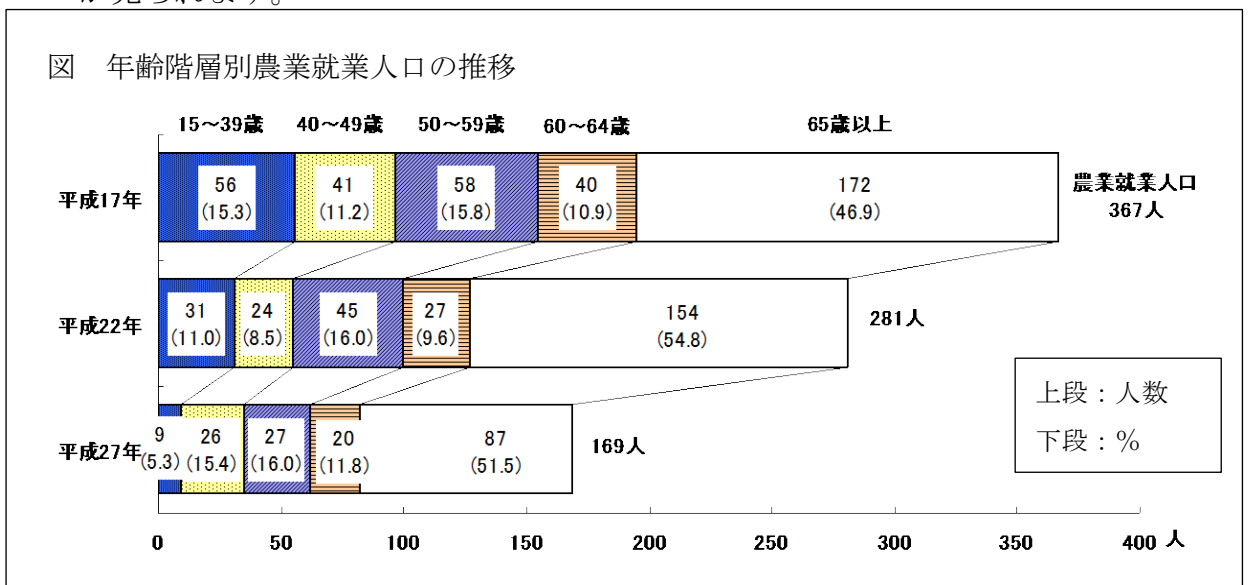
最新の2015農林業センサス(※4)によると、平成27年度の当区の総農家数は173戸で、23区内農家の11.9%に当たります。平成17年に比べると48戸、21%減少しました。また販売農家(※5)は80戸で、23区内農家の9.07%に当たります。



出典：2015農林業センサス

(3) 農業就業人口(※6)

販売農家の農業就業人口は169人で、平成22年度と比較して112人(△39.9%)減少しています。年齢別では65歳以上が87人(構成比51.5%)と半数を超え、東京都や区部全体とほぼ同じ構成比となっています。平均年齢は64.1歳で、平成22年度より0.4歳上昇しています。男女別では男性63.6歳、女性64.7歳で、東京都や区部全体と比較していずれも同傾向が見られます。

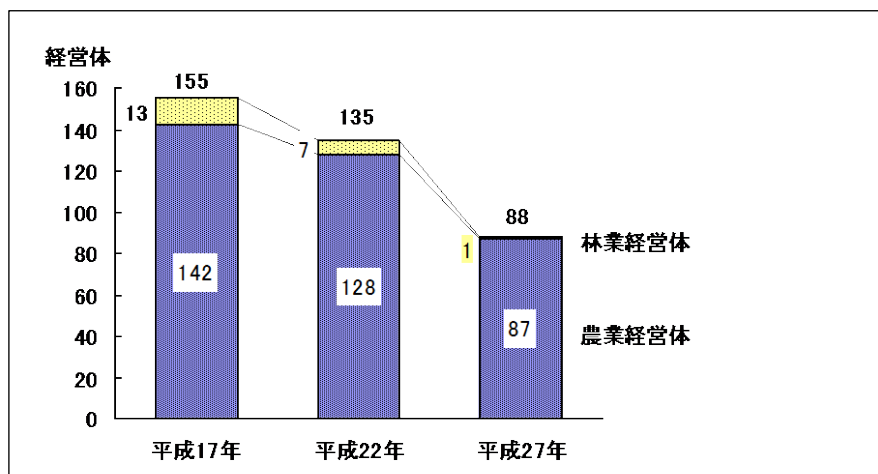


出典：2015農林業センサス

(4) 農林業経営体 (※7)

2015 農林業センサスによると、足立区の農林業経営体数は88 経営体です。このうち、農業経営体数は87、林業経営体 (植木農家) 数は1 となっています。

23 区内では農林業経営体数は4 位で、8.5%に当たります。平成17 年に比べると47 経営体、34.8%減少しました。



出典：2015 農林業センサス

経営耕地規模別 (※8) で見ると、0.3～0.5ha の規模が29 戸と最も多く33.3%に当たります。次いで0.3ha 未満が27 戸 (31%)、0.5～1.0ha 未満が15 戸 (17.2%) となっています。

図 経営耕地面積規模別経営体数

区分	計	経営耕地なし	0.3ha 未満	0.3～0.5ha 未満	0.5～1.0ha 未満	1.0～1.5ha 未満	1.5～2.0ha 未満	2.0～3.0ha 未満	3.0～5.0ha 未満	5.0～10.0ha 未満
足立区	87	-	27	29	15	10	1	2	1	2

出典：2015 農林業センサス

販売金額別では、200 万円未満が51 戸 58.6%と半数以上を占め、次いで200 万～1,000 万円未満が29 戸、33.3%となっています。また、1,000 万円以上の構成比は23 区内と比較してやや大きくなっています。

図 農産物販売金額規模別経営体数

区分	計	農産物の販売なし	50万円未満	50～100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～500万円未満	500～700万円未満	700～1,000万円未満	1,000～1,500万円未満	1,500～2,000万円未満	2,000～3,000万円未満	3,000～5,000万円未満
足立区	87	3	19	19	10	7	12	4	6	2	3	1	1

出典：2015 農林業センサス

(5) 主要農産物

区内で作付面積（※9）が大きい農産物の順位は、平成15年以降変わらず、コマツナ（延べ作付面積38.7ha、35.7%）、エダマメ（19ha、17.5%）ブロッコリー（9.2ha、8.5%）となっています。また、平成30年の農業産出額では、コマツナが1位で38%、次いでエダマメが13%、ブロッコリーが3%となっています。

図 作付け延べ面積順位

品目	面積(ha)
コマツナ	38.7
エダマメ	19.0
ブロッコリー	9.2
カリフラワー	3.8
キャベツ	3.6
ネギ	2.6
ダイコン	2.6
タマネギ	2.5
ハウレンソウ	2.5
バレイショ	2.4

出典：東京都農作物生産状況調査（平成30年産）

ア コマツナ

コマツナは葛飾区、江戸川区を含めた江東三区の主要野菜で、平成30年の三区の延べ作付面積は都内全体の55.3%に当たります。コマツナは当区の作付延べ面積が一番多い農産物であり、都内全体の9.2%を占めています。

イ エダマメ

エダマメは、鮮度が重要視されることから、消費地と近接な都市農業を支える代表的な農産物です。平成30年の当区の作付延べ面積は約19haで都内全体の13.8%に当り、第1位になっています。

ウ 花き

当区の花き栽培は江戸時代からといわれ、夏ギクや花菖蒲にはじまり、チューリップやフリージアなど多くの種類が栽培されるようになりました。当区の生産者などにより促成栽培や抑制栽培の技術が開発され、昭和の全盛期には、キクのシェード栽培やチューリップなどのフレーム栽培、ユキヤナギなどのフカシ出荷などにより足立の花を全国的なものとなりました。現在は、夏ギクや球根切花、花壇苗の栽培が行われています。

エ ツマモノ

当区のツマモノ栽培も歴史があり、貴重な江戸野菜としてブランド化が図られています。現在もムラメや木の芽、アユタデ、ツルナ、花穂などが生産され、全国でも有数の産地を形成しています。

オ その他の農産物

キャベツやブロッコリー、ネギ類などを加えた主要農産物は、市場出荷型の農家を中心に栽培生産しています。当区ではこの他にもトマトやキュウリ、ナス、ピーマンなどの果菜類、ジャガイモやサトイモ等の根菜類も生産されています。近年では、「あだち菜の郷」などの直売所での販売や、学校給食へ納品する農家が増え、多種多品目の農産物を栽培しています。

3 区内農業の課題

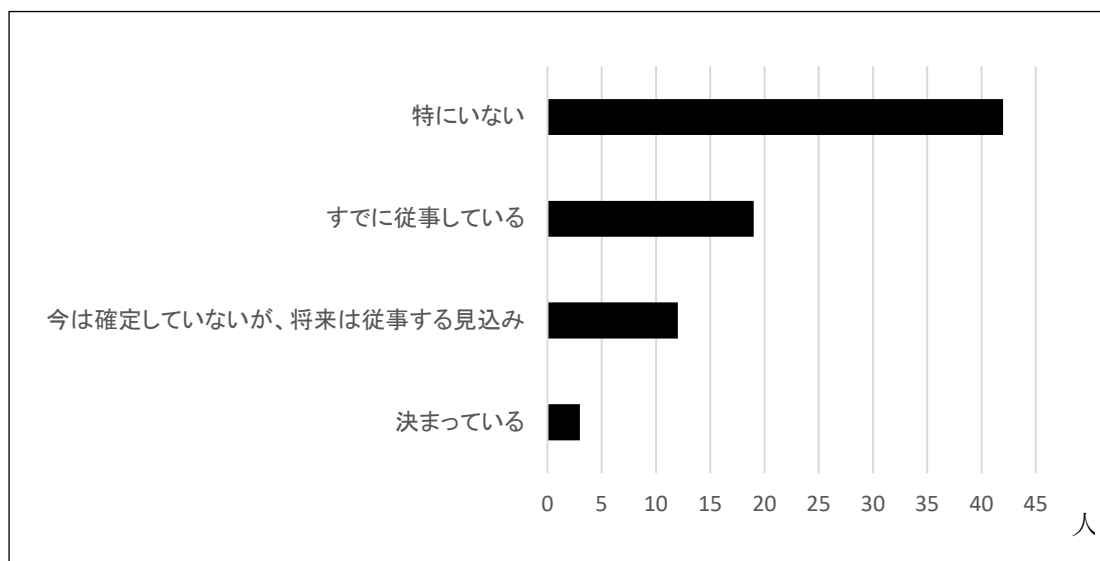
前述した区内農業の現状、及び平成30年度に実施した農業者アンケート（対象10a以上の農地所有者191名、回収票数79、回収率41.4%）、区民アンケート（対象区政モニター191名、回収票数183、回収率95.8%）の結果から、区内農業の課題を整理します。

課題1 担い手不足

平成22年度から平成27年度にかけて、農業就業人口は112人減少しました（2015年農林業センサス）。また、農業者アンケートでは、後継者の有無について「特にいない（53.2%）」がもっとも多く、農業経営で問題と感じていることについて、約4割の農業者が「高齢化により労働力が不足している（41.8%）」ことをあげています。この結果から、農業の担い手不足が進んでいることがわかります。担い手不足の解決には、認定農業者や新規就農者の育成・支援について、東京都やJAなどの関係団体との連携や、区内農業のサポーター的な役割を果たす農業ボランティアの活躍が必要です。

【後継者の有無】

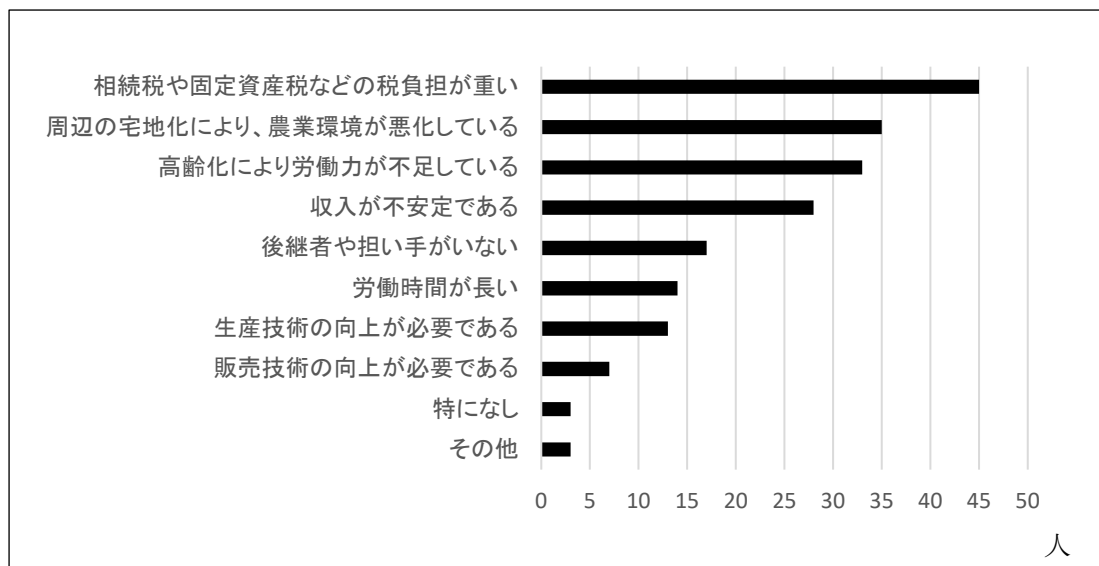
後継者が「すでに従事している」19人（24.1%）が約2割、「決まっている」3人（3.8%）、「今は確定していないが、将来は従事する見込み」12人（15.2%）と合わせた後継者のいる農業者の割合は約4割となっています。一方で、「特にいない」42人（53.2%）が約5割と、後継者問題は明らかです。



出典：平成30年度 農業者アンケート

【労働力不足】

農業経営上の問題点として、「高齢化により労働力が不足している」が33人(41.8%)となっており、約4割の農業者が労働力不足を問題と感じています。

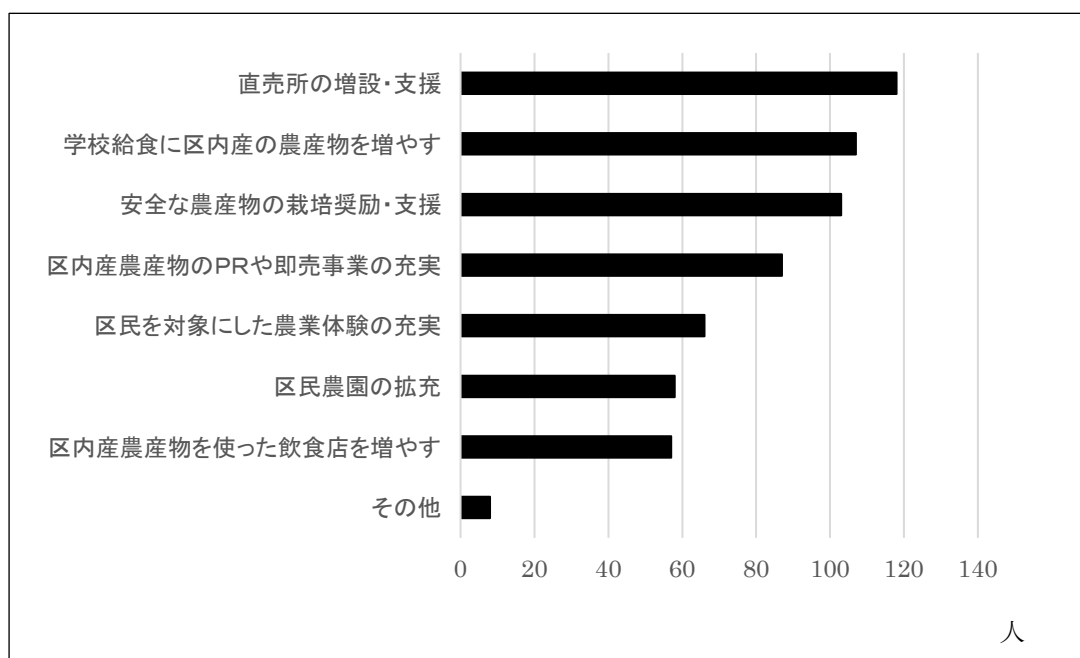


出典：平成30年度 農業者アンケート調査

課題2 区民に対する区内産農産物の供給体制

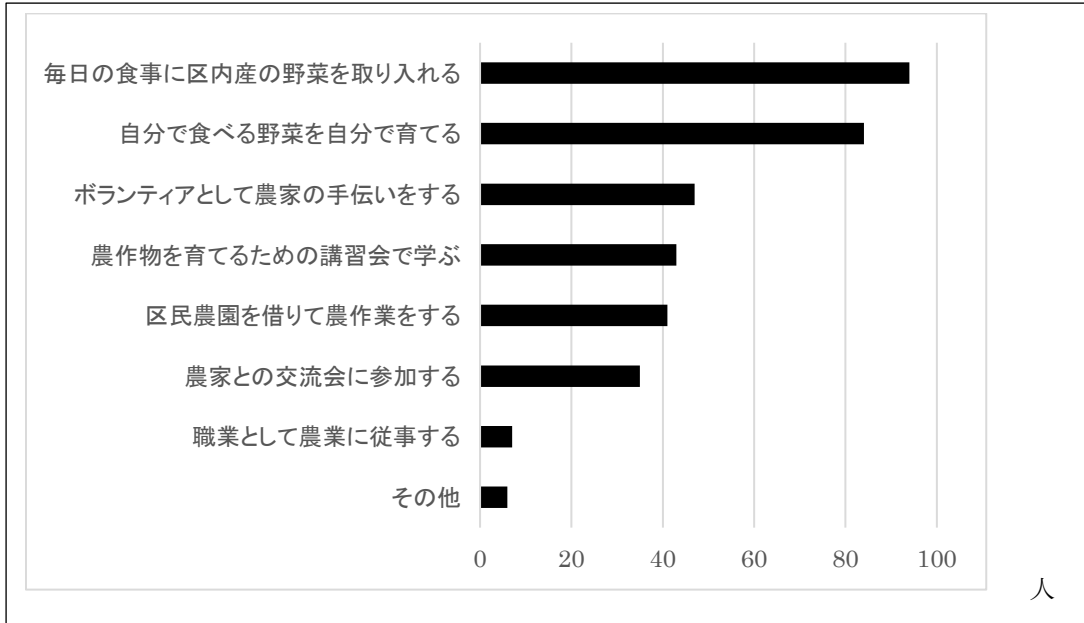
市場出荷の場合、卸値が安定しないことなどからもJ A東京スマイルが設置した常設農産物直売所や学校給食に納品する農業者が増えています。一方、区政モニターアンケートでは、区に期待する農業支援策として「直売所の増設・支援（64.5%）」「学校給食に区内産の農産物の使用を増やす（58.5%）」、今後やってみたい農業に関する活動は「毎日の食事に区内産の新鮮な野菜を取り入れる（51.4%）」としており、区内産農産物に対する期待の高さがわかります。J A東京スマイルと連携した直売所のPR活動、J A東京スマイル所有の移動販売車の活用や、効率的な学校給食の集荷・配送など検討が必要です。

・区に期待する農業支援策



出典：平成30年度 区政モニターアンケート

・今後やってみたい農業に関する活動



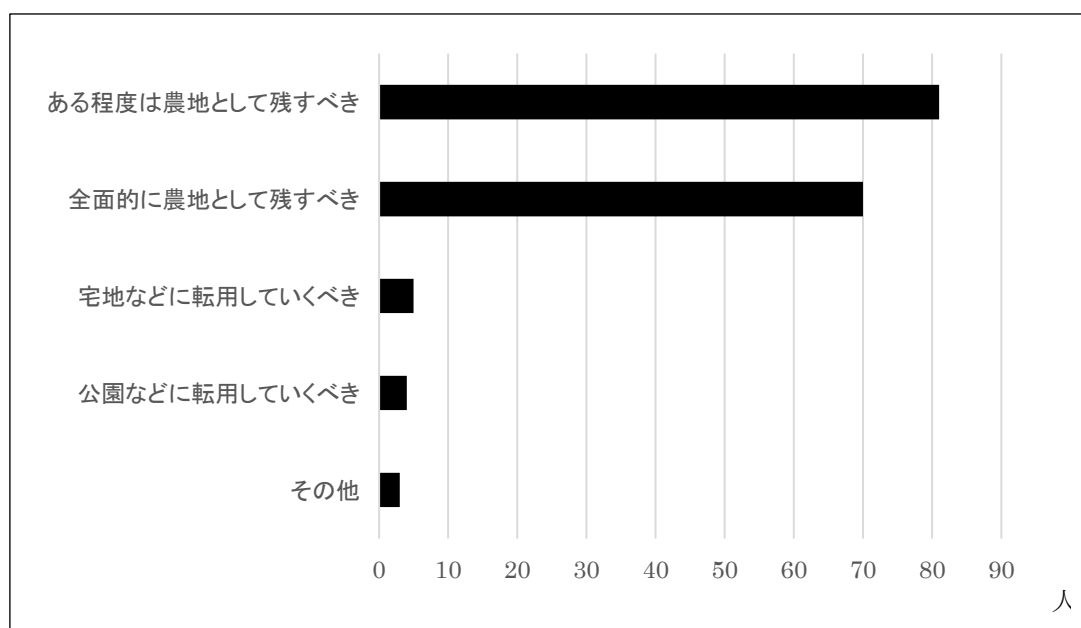
出典：平成30年度 区政モニターアンケート

課題3 農地の保全・活用

平成12年度から生産緑地面積は減少傾向にあります。一方、区政モニターアンケートでは、都市農地の今後の方向性について「ある程度は農地として残すべき(44.3%)」「全面的に農地として残すべき(38.3%)」を合わせて8割強の方が区内農地を残すべきと回答しています。しかしながら、担い手不足などから農地は減少傾向にあるため、生産緑地を含むさまざまな農地の活用について農地所有者の意向を把握しながら、都市農地の保全について検討することが必要です。

【都市農地の今後の方向性】

都市の中にある農地の今後の方向性については、「ある程度は農地として残すべき」81人(44.3%)が4割台半ばと最も多く、次いで多い「全面的に農地として残すべき」70人(38.3%)と合わせた【農地として残す】151人(82.5%)は8割強を占めています。一方、「宅地などに転用していくべき」5人(2.7%)と「公園などに転用して区民が活用できるようにするべき」4人(2.2%)を合わせた【宅地や公園に転用】は9人(4.9%)と少数となっています。



出典：平成30年度 区政モニターアンケート

第3章 農業振興方針と施策

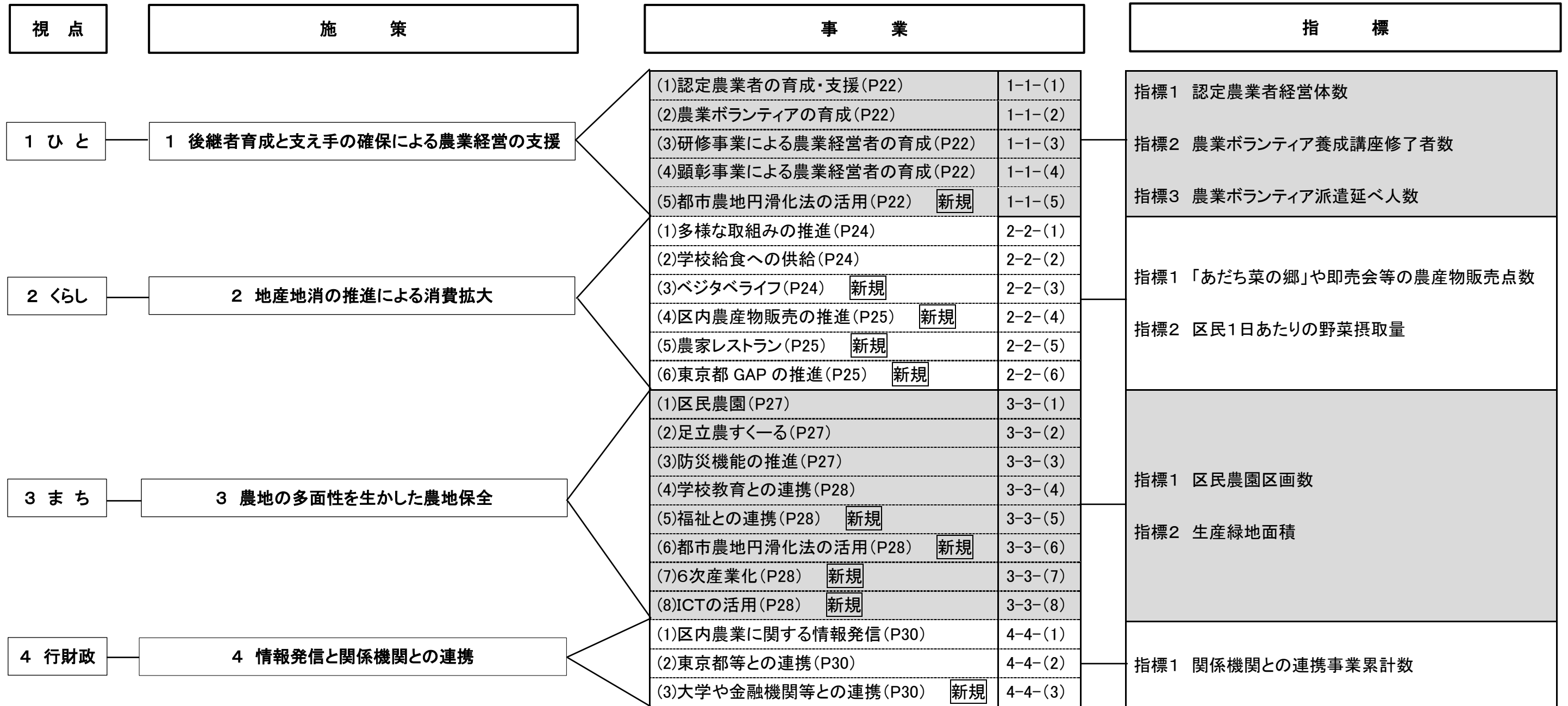
1 基本的方向性

近年、区内農業者は、市場への出荷だけではなく、J A東京スマイル常設農産物直売所「あだち菜の郷」や、学校給食への納入など地産地消につながる新しい都市型の農業経営に挑戦しています。

また、区民は、余暇の活動としての区民農園・体験型区民農園の利用や、農業ボランティアとしての活動、保育園・小学校での収穫体験などにより農業への理解・関心を深めています。

このような状況の中、今回の「あだち都市農業振興プラン」の改定では、新鮮な区内産農産物の供給や区民参加による農業振興など、区民生活に貢献する地域に根ざした農業を目指し、区の基本計画に則し「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」という4つの視点でプランの基本的方向性を整理します。また、「足立区内農業に関するアンケート（区民・農業者）」の結果も参考に、課題解決に取り組みます。

あだち都市農業振興プランの施策体系



施策1 後継者育成と支え手の確保による農業経営の支援

農業従事者の高齢化と労働力不足は農業経営の継続を阻害する大きな要因です。区内の中心となる農業従事者の年齢は70歳代以上が44%と、他区と同様に高齢化が顕著です。また後継者についても、約55%の世帯で「特にいない」状況となっています。しかしながら、農業者アンケートでは「施設化などして経営の安定と増収を図りたい」と考える意欲的な農業者が約1割存在します。この意欲的な農業者が安定した農業経営を行うためにも、支え手としての農業ボランティアの確保と、後継者の育成を行っていきます。

(1) 認定農業者の育成・支援

東京都やJA東京スマイルの職員などで構成される相談支援チームにより認定農業者への経営サポートを実施し、経営改善を図ります。また安定経営を目的に、区が実施する認定農業者向けの補助制度を継続し、支援します。

(2) 農業ボランティアの育成

近年、農業者からの農業ボランティアの派遣要請が高まっています。現在は、農作業の基本を学ぶ農業ボランティア養成講座を修了された方に農業ボランティアとして登録していただいています。今後も引き続き、農業の担い手と共に、農業ボランティアを育成し、農業者への派遣を進めていきます。

(3) 研修事業による農業経営者の育成

農業経営の担い手を育成するため、東京都やJAが行う新規就農者への研修事業などを活用します。

(4) 顕彰事業による農業経営者の育成

新規就農者を対象とした東京都の表彰事業の活用や、関係団体と協同した交流事業を通じ、農業後継者を育成していきます。

(5) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の活用 新規事業

JA東京スマイルなど関連団体と連携し、高齢化や後継者不足で自ら耕作することが困難になった農業者と、農地を借りて耕作したいという意欲ある都市農業者等のマッチングに取り組んでいきます。

【指標 1】 認定農業者経営体数

実績値 (平成 3 1 年度)	中間値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 1 1 年度)
3 1 経営体	3 6 経営体	4 1 経営体

【指標 2】 農業ボランティア養成講座修了者

実績値 (平成 3 1 年度)	中間値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 1 1 年度)
1 9 0 人	2 4 0 人	2 9 0 人

【指標 3】 農業ボランティア派遣延べ人数

実績値 (平成 3 1 年度)	中間値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 1 1 年度)
3, 0 0 2 人	3, 2 5 0 人	3, 5 0 0 人

【指標の考え方】**「指標 1」**

後継者が安定的な農業経営を行うには、認定農業者となり様々な支援を受けることが重要です。年間 1 経営体増やすことを指標とします。

「指標 2」

全 13 回実施する農業ボランティア養成講座の受講者は 15 人程度で、修了者は平均 10 人程度です。農業ボランティア養成講座修了者数を年間 10 人増やすことを指標とします。

「指標 3」

農業ボランティアの派遣を 1 週間に 1 人程度増やすことで、年間延べ人数を 50 人増やすことを指標とします。

施策2 地産地消の推進による消費拡大

都市農業は、消費地に近接しているという立地条件から、新鮮で安全な農産物の供給が可能です。区政モニターアンケートを見ても、野菜購入時に重視する条件として、約75%の方が「鮮度がよいこと」と回答しています。また近年では、学校給食への提供も盛んに行われています。農業者の農業収入向上のためにも、様々な方策で地産地消を推進していきます。

(1) 多様な取組みによる地産地消の推進

農業者が直接販売する「直売施設」の広報活動や、農業者及び関係団体と連携を強化し「うね売り」(※10)や「摘み取り」など多様な地場流通を検討しながら、地産地消を推進していきます。

(2) 学校給食への供給

区政モニターアンケートの結果からも、地元で作られた野菜を使った学校給食への期待が大きいことがわかります。また、区では「生活習慣病予防」「感謝の気持ち」「給食時間の充実」「残菜ゼロ」等を目的として、「おいしい給食」事業を展開しています。現在、農業者の営業努力により、区内産のコマツナを中心に学校給食への納品が積極的に行われ、納入学校数や納品量も増加しています。今後も、農業者及び学校双方にとってメリットのある仕組みについて協議していきます。

(3) ベジタベライフ 新規事業

足立区では糖尿病をはじめとする生活習慣病を予防し、区民の健康寿命延伸を図るため、糖尿病対策アクションプランに基づき、「野菜を食べやすい環境づくり」の推進に取り組んでいます。区民に足立区産の新鮮な野菜を食べてもらえることは、ベジタベライフの推進ばかりでなく、農業者の収益アップにもつながるなど、区内農業者のモチベーションを高める効果も期待できます。今後も本事業に対する区内産農産物の活用について、区内農業者及び飲食店や小売店など関係団体と検討していきます。

(4) 区内産農産物販売の推進 新規事業

平成 29 年 6 月、J A 東京スマイル足立支店敷地内に常設の農産物直売所「あだち菜の郷」がオープンしました。引き続き、イベントなどを通じた周知活動を継続するとともに、直売所に対する安定した農作物の供給のため農業者、関係団体と連携して集荷方法などを検討していきます。また、J A 東京スマイルが所有する移動販売車を有効活用し、販売先の確保に努めていきます。

(5) 農家レストラン (※11) 新規事業

生産緑地法の改正により、生産緑地内においても一定の条件を満たせばレストランを開設することが可能になりました。区内産農作物の消費拡大にもつながるため、農業者の意向を伺いながら、開設に向けて協力していきます。

(6) 東京都GAP (※12) の推進 新規事業

食品安全や環境に配慮した持続可能な農業を推進し、消費者への安全安心な農産物を提供することを目的にGAP制度が導入されました。東京都では、都が有する特性・強みを活かした持続可能な農業生産を目指す東京都GAP制度を構築しました。東京都と連携して東京都GAP取得を目指す農業者を支援していきます。

【指標1】「あだち菜の郷」や即売会等での農産物販売点数

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
83,648点	88,000点	93,000点

【指標2】区民の一日あたりの野菜摂取量

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
221g	280g	300g

【指標の考え方】

「指標1」

- ・あだち菜の郷の年間営業日数
週4日×4週×12ヶ月＝192日
- ・農産物が少なくなる時期（2、3、4、9、10月）の営業日数
週4日×4週×5ヶ月＝80日

年間営業日数から農産物が少なくなる端境期の営業日数を引いて、農産物の販売点数を増やす日数を100日と設定。1日あたり10点増やすこととして、年間で1,000点を販売目標とします。

「指標2」

区民の一日あたりの野菜摂取量が増えることは、区内産農産物の消費拡大にもつながることから、こころとからだの健康づくり課の「糖尿病アクションプラン」の指標を引用します。

施策3 農地の多面性を生かした農地保全

都市農業における農地は、農作物の供給の他に、区民農園としての活用や小学生の収穫体験学習などを通して地域住民に潤いや安らぎを与え、良好な生活環境の形成に役立っています。また、農業者へのアンケートでは約5割の農業者が「農地の多面的活用」を重要と考え、約3割の農業者が「都市農業の必要性の区民へのPR」が必要と考えています。引き続き農地所有者の意向を確認しながら農地の多面的活用を図り、その保全に努めていきます。

(1) 区民農園

高齢化や担い手不足により耕作が難しくなった農地については、都市農地保全や、農業理解や農業とのふれあいを提供する場として区民農園として活用しています。「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、生産緑地でも区民農園の開設が容易になったため、今後は、農業者の意見や要望に基づき、生産緑地所有者を含めた新たな区民農園の開設を目指していきます。

(2) 足立農すくーる（農業体験型農園）

都市農地を保全すると共に、幅広い年齢層の方々に農業体験を楽しんでいただくために、「足立農すくーる（農業体験型農園）」の開園を支援しています。区民農園とは異なり、園主である農業者が管理・運営し、利用者は園主から農作業を教わりながら野菜作りなどを体験する農園で、今後も、農業者の意向を伺いながら、開園を支援していきます。

(3) 防災機能の推進

都市の農地は、農産物の生産機能のほか、オープンスペースとして多面的な機能を有しています。災害時には、一時的な避難場所などとして活用されることが想定されます。引き続き、JA東京スマイルとの防災協定に基づき、協力していただける農業者を増やしていきます。

(4) 学校教育との連携

保育園・小学校の児童を対象とした農業体験学習授業では、平成30年度は約6,000名の児童が収穫体験などを行いました。今後も、協力していただける農業者（9名：令和2年4月1日現在）を増やし、多くの児童が体験できる体制を農業者と共に構築していきます。また、足立区農業委員会が実施している命を繋ぐ大切さを伝える江戸東京野菜「千住ネギ」の栽培授業の支援を行っていきます。

(5) 福祉との連携 新規事業

近年になって都市農地保全の手法として注目されている農福連携とは、障がい者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組みであり、「農業における課題」「福祉における課題」双方の課題解決に有効な取り組みです。足立区においても、農業者、障がい者団体等、関係する機関と共に農福連携の実現に向けて研究していきます。

(6) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の活用 新規事業 (再掲)

高齢化や後継者不足で自ら耕作することが困難になった農業者と、農地を借りて耕作したいという意欲ある都市農業者等のマッチングに、J A東京スマイルなど関連団体と連携して取り組んでいきます。

(7) 6次産業化（※13） 新規事業

6次産業とは、農作物の生産を行う第一次産業、加工を行う第二次産業、流通・販売を行う第三次産業を、農業者が主体的かつ総合的に行うことを言います。新たな都市農業のスタイルとして農業者と共に研究を行っていきます。

(8) ICTなどを活用したスマート農業（※14）導入の検討 新規事業

スマート農業においては、圃場の様子をカメラで確認する、圃場に設置したセンサーの情報をスマートフォンで確認し、水や肥料などを供給する機器をコントロールするといった活用法が進められています。また、ICTを活用した新しい水耕栽培技術も開発されています。区内農業者への周知とともに導入に向けた研修や支援策について検討していきます。

【指標 1】 区民農園区画数

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
713区画	1,400区画	2,100区画

【指標 2】 生産緑地面積

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
30.17ha	28.44ha	26.81ha

【指標の考え方】**「指標 1」**

現在、区民農園の申込み倍率は約3倍となっています。この状況を改善するため、10年後に申込み倍率が1倍程度になるよう年間で140区画を増やすことを指標とします。ただし、区民農園は生産緑地を含めた農地所有者からの農地の提供の申出があった場合に開設するものとします。また、申込み倍率の変化により目標値の見直しを行います。

「指標 2」

平成5年から令和元年の生産緑地面積の平均増減率は、-1.173%となっています。生産緑地面積は相続の発生などにより、減少傾向にあります。農地の創出は現実的ではないため、農地の多面的機能を充実させて、今までの増減率を越えないことを指標とし都市農地を保全することとします。

前年の面積に平均増減率（-1.173%）をかけた数字を目標値としています。

施策4 情報発信と関係機関との連携

「都市農業振興基本法」の施行により、都市農地は保全すべきものと明確化され、東京都においても、平成29年策定の「東京農業振興プラン」に今後の都市農業のあるべき姿が明示されました。さらに、「生産緑地法」の一部改正や「特定生産緑地制度」の創設、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されました。このような都市農業を取り巻く環境の変化について、区内農業者に対して積極的な情報発信を行い、関係機関とも連携して取り組み、前述の各施策を推進していきます。

(1) 区内農業に関する情報発信

J A東京スマイルの常設農産物直売所「あだち菜の郷」のPRなど、区民に対してSNSを含むあらゆる媒体を使い、区内農業に関する情報を積極的に発信していきます。また、「特定生産緑地制度」や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」等、国や都の法律や制度の改正について、区内農業者に情報発信を行っていきます。

(2) 東京都等との連携

東京都農業振興事務所及び中央農業改良普及センターなどとの連携により、区内農業者の営農技術の向上に努めます。また、農地をもつ都内自治体で構成される「都市農地保全推進自治体協議会」の会員として、都市農地の保全について積極的に取り組んでいきます。

(3) 大学や金融機関等との連携 新規事業

区内大学や水耕栽培など新たな生産方法を研究している事業者や金融機関などと情報交換を行いながら連携し、区内農業者の新しい取り組みを支援していきます。

【指標1】 関係機関との連携事業累計数

実績値 (平成31年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
45回	270回	495回

【指標の考え方】

「指標1」

J A東京スマイル青壮年部、花卉部会、直売部会役員会などへの参加や、J A東京スマイルと連携した花の品評展示会、農産物品評展示会の実施。区内小学校と連携した「千住ネギの栽培授業」などの実施回数。

資料編

1 用語の説明

- ※1 **特定生産緑地制度（P 1）**
生産緑地の指定告示から30年を迎える前に、買取申出ができる期限を所有者等の申請により10年延長する制度で、新たな相続が発生した際に相続税納税猶予制度の適用を受けることが可能になります。
- ※2 **生産緑地（P 1）**
市街化区域において、生産緑地法に基づき、良好な生活環境の確保等に効果があると認められる農地等を計画的に保全する地区です。生産緑地に指定されると、30年間の営農が義務付けされますが、固定資産税が減免されます。
- ※3 **認定農業者（P 5）**
農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者。
- ※4 **2015 農林業センサス（P 1 1）**
農林水産省が行う、農林業の生産構造や就業構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う各種統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とした調査です。調査実施時期は5年毎で、今回は2020年の予定です。
- ※5 **販売農家（P 1 1）**
経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。
- ※6 **農業就業人口（P 1 1）**
農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者または農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいいます。
- ※7 **農林業経営体（P 1 2）**
経営耕地が面積が30a以上の規模の農業を行う者及び、農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が規定に該当する事業を行う者をいいます。
- ※8 **経営耕地（P 1 2）**
調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地で、自ら所有し耕作している耕地と他から借りて耕作している耕地の合計です。
- ※9 **作付面積（P 1 3）**
播種または植付けしてから概ね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付した面積です。

- ※10 うね売り (P 24)
農業者が播種または植付けを行い、「うね」を買った人が自由に収穫できる販売方法。
- ※11 農家レストラン (P 25)
農業を営む者が、食品衛生法に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業。
- ※12 東京都GAP (P 25)
GAP (Good Agricultural Practice:良い農業の実践)とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための農業生産工程管理の取組のことです。
「持続可能な東京農業の実現」と「東京2020大会における都内産農産物の活用」に向けて、農林水産省の「GAPガイドライン」に準拠し、都市農業の特徴を反映した都独自のGAPの認証制度です。
- ※13 6次産業 (P 28)
6次産業とは、1次・2次・3次それぞれの産業を融合することにより、新しい産業を形成しようとする取り組みのことです。生産者(1次産業者)が加工(2次産業)と流通・販売(3次産業)も行い、経営の多角化を図ることと言えます。
- ※14 スマート農業 (P 28)
ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現することを推進している新たな農業。

2 計画策定の経過

(1) あだち都市農業振興プラン推進協議会審議経過

年月日	会議等	議題・内容
平成30年10月29日	第1回推進協議会	計画の方向性に関する協議
平成30年12月5日 ～12月25日	農業者アンケート	農地・農業に対する農業者の意識調査
平成30年12月14日 ～12月28日	区政モニターアンケート	農地・農業に対する区民の意識調査
令和元年7月4日	第2回推進協議会	計画の骨子に関する協議
令和 年 月 日	第3回推進協議会	計画案に関する協議
令和 年 月 日	第4回推進協議会	計画の答申

(2) あだち都市農業振興プラン推進協議会委員名簿

	選出区分	団体等	氏名
1	学識経験者	一般社団法人東京都農業会議専務理事	角田 由理子
2	農業関係者	足立区農業委員会会長	荒堀 安行
3	農業関係者	J A東京スマイル足立地区青壮年部顧問	青木 誠一
4	農業関係者	J A東京スマイル足立花卉部会部会長	並木 一重
5	農業関係者	J A東京スマイル足立地区女性部部長	柴田 政子
6	農業関係者	J A東京スマイル足立直売部会部会長	宇佐美 一彦
7	消費者団体	足立区町会・自治会連合会副会長	加藤 和明
8	消費者団体	足立区消費者友の会会長	瀧野 静江
9	女性団体	足立区女性団体連合会副会長	碓屋 はま子
10	産業関係	足立区商店街振興組合連合会理事長	山崎 健
11	産業関係	東京スマイル農業協同組合代表理事専務	谷古宇 博
12	教育関係	足立区立小学校PTA連合会副会長	田島 実
13	関係行政	東京都農業振興事務所主任普及指導員	上原 恵美
14	区職員	足立区都市建設部部長	大山 日出夫
15	区職員	足立区産業経済部部長	吉田 厚子

3 農地・農業に対する区民の意識調査結果（抜粋）

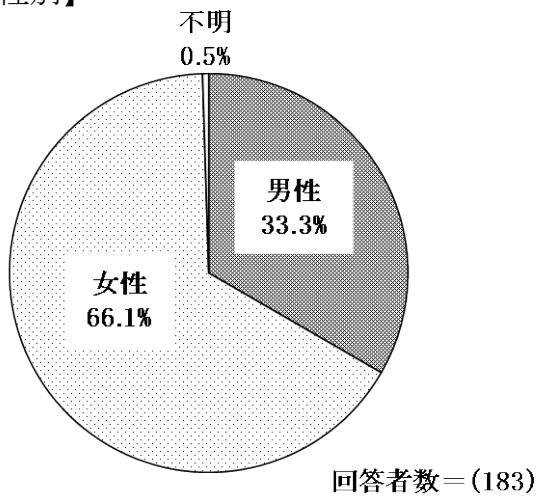
【調査の概要】

- ・調査期間 平成30年12月14日（金）～12月28日（金）
- ・調査方法 区政モニター制度を利用
- ・区政モニター数 191人
- ・回答者数 183人（回収率95.8%）

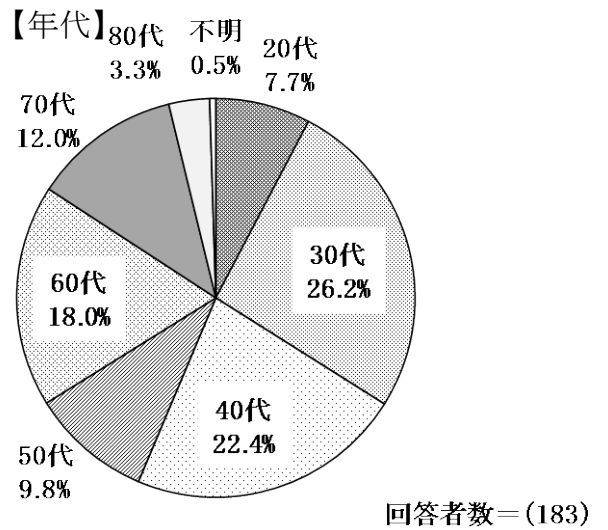
[回答者の構成]

(1) 性別、年代別割合

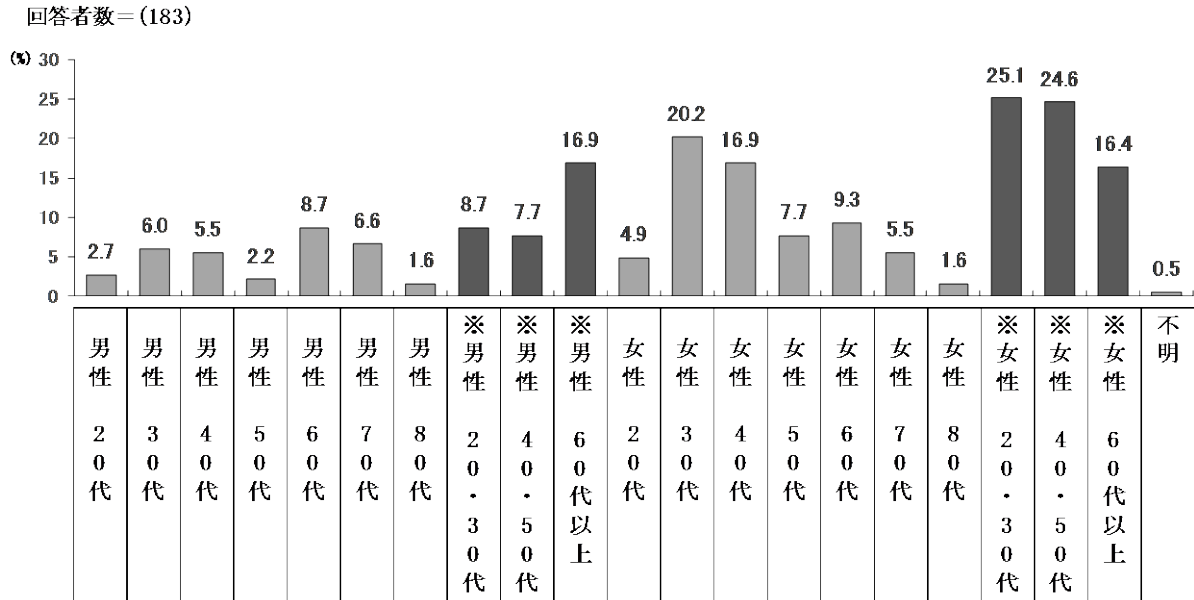
【性別】



【年代】

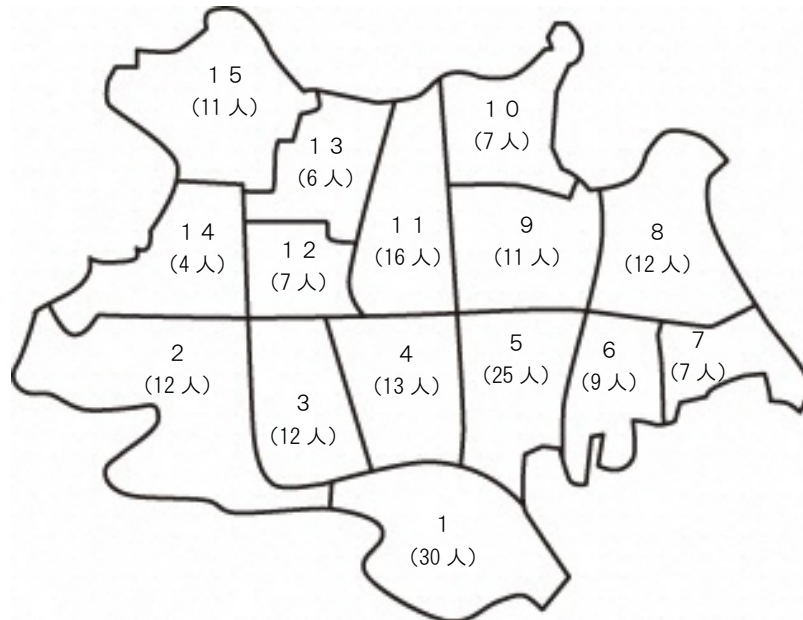


【性・年代】



※性別毎に各年代をまとめた回答者数

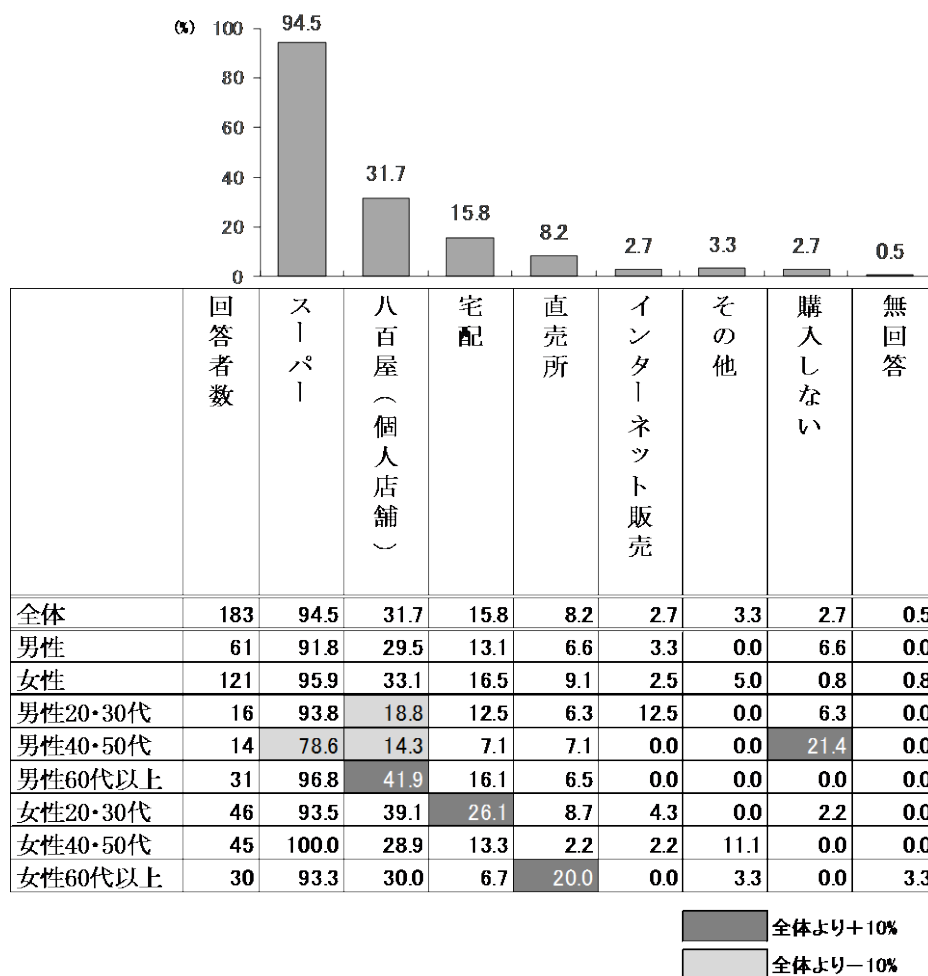
(2) 地域別回答者人数 (上段: 地域番号、下段: 人数)



【調査結果】

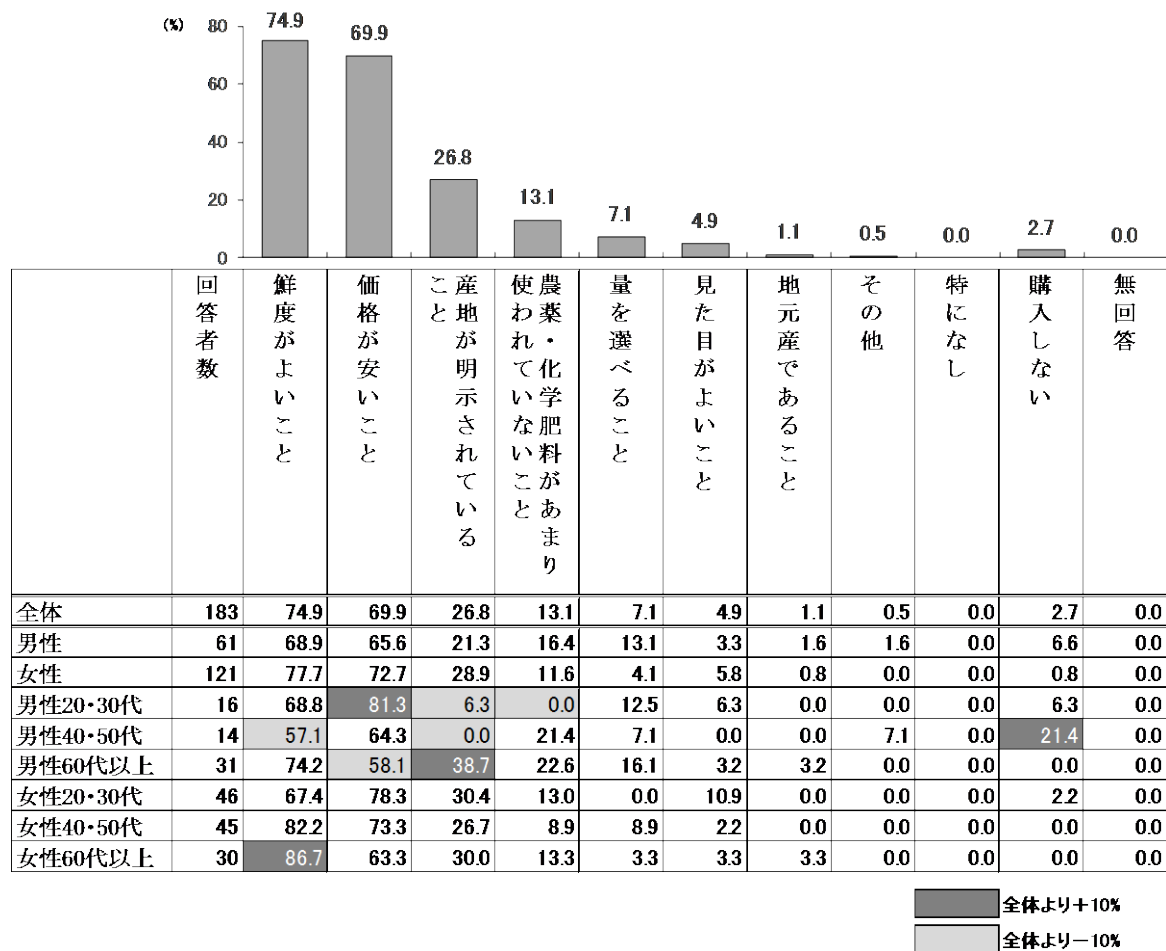
1 野菜の購入場所

野菜の購入場所については、「スーパー」(94.5%)が9割台半ばと最も高く、以下「八百屋(個人店舗)」(31.7%)、「宅配」(15.8%)、「直売所」(8.2%)の順に続いています。



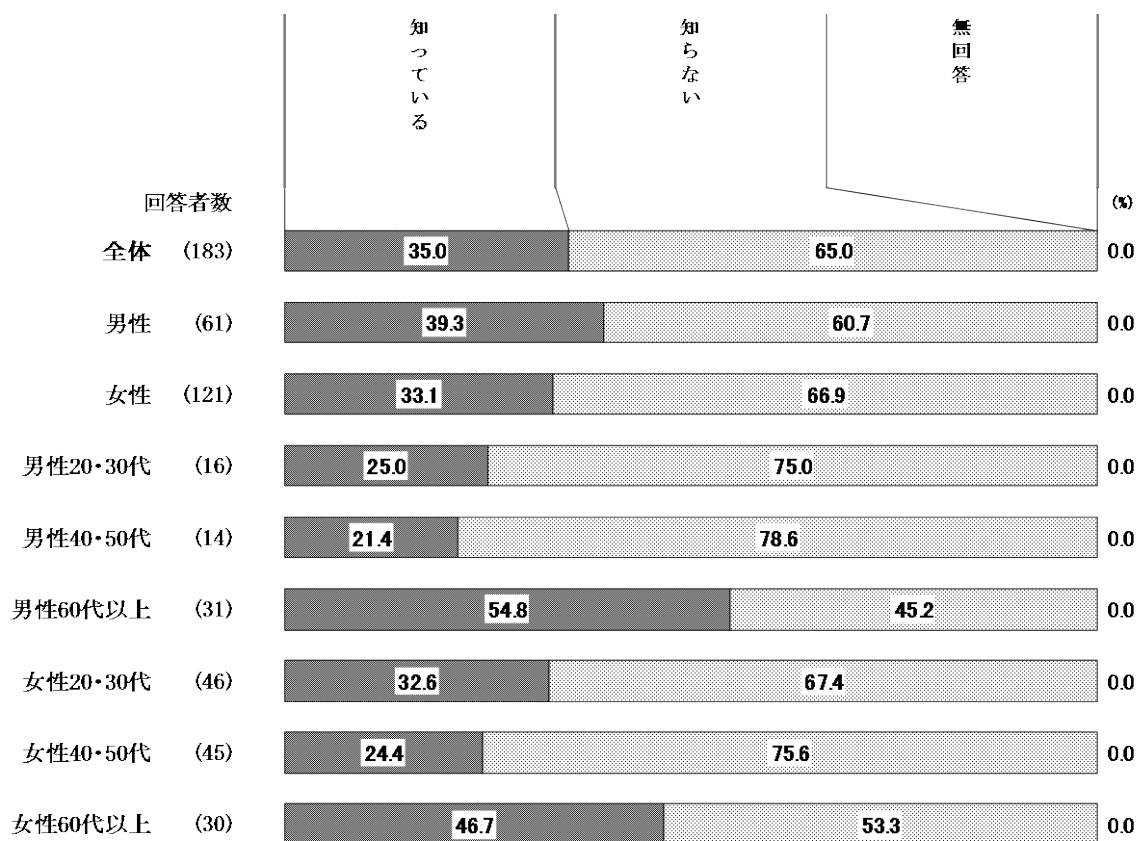
2 野菜購入時に重視する条件

野菜を購入する際に重視する条件をみると、「鮮度がよいこと」(74.9%)が7割台半ばで最も高く、次いで「価格が安いこと」(69.9%)が約7割で続いています。3位の「産地が明示されていること」(26.8%)は上位2項目と離れて3割弱、「農薬・化学肥料があまり使われていないこと」(13.1%)が約1割となっています。



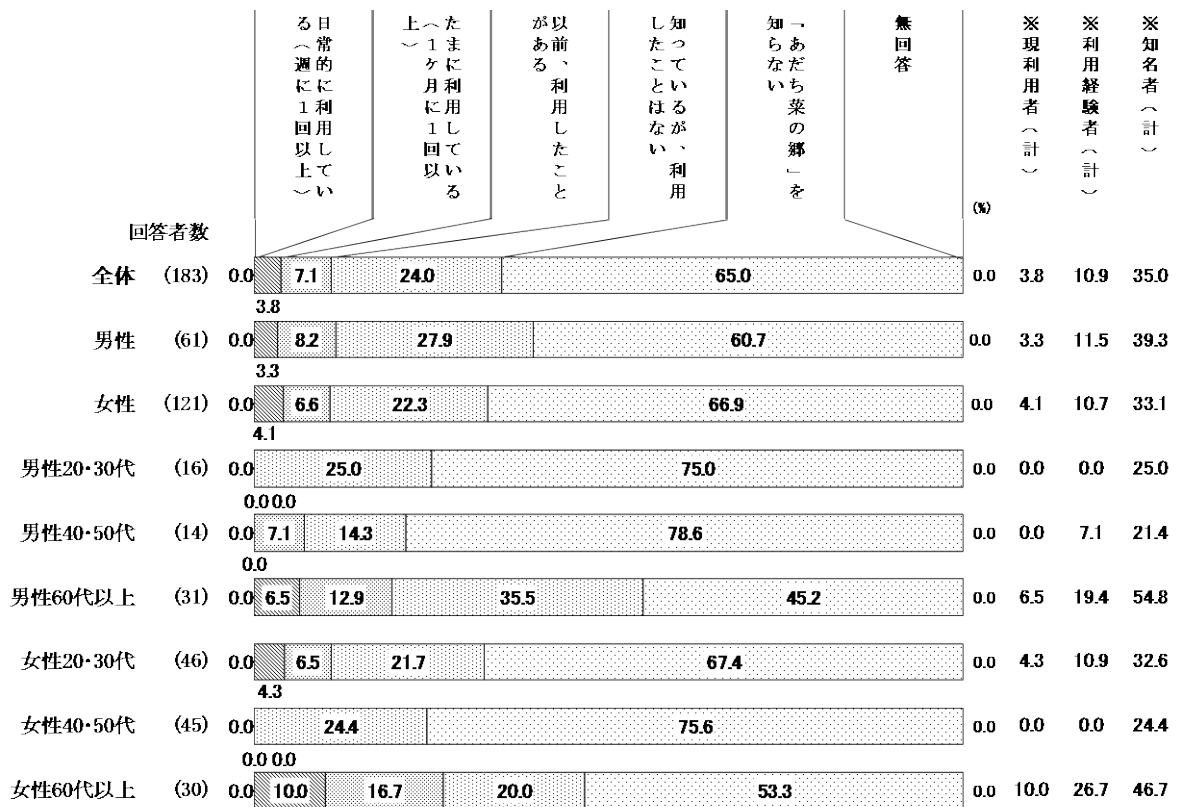
3 J A東京スマイル常設農産物直売所「あだち菜の郷」の認知状況

「あだち菜の郷」の認知状況は、「知っている」(35.0%)が3割台半ば、「知らない」(65.0%)が6割台半ばです。性・年代別にみると、男女ともに高齢層で「知っている」(男性54.8% 女性46.7%)の割合が全体に比べて高くなっています。



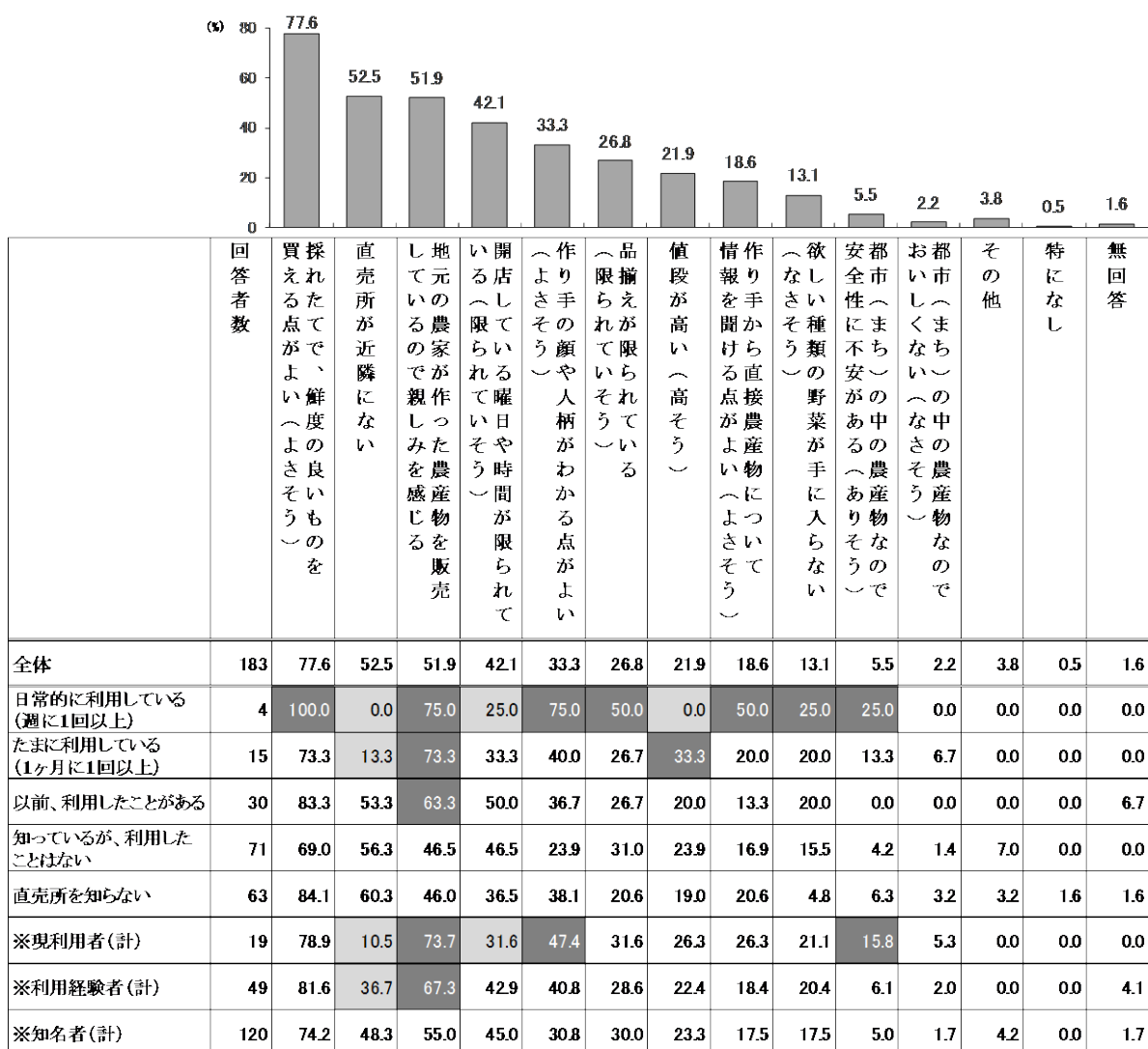
4 J A東京スマイル常設農産物直売所「あだち菜の郷」の利用状況

「あだち菜の郷」の利用状況を非認知者を含め全数ベースで見ると、『あだち菜の郷』を知らない」(65.0%)が6割台半ばを占めて最も多く、次いで、「知っているが、利用したことはない」(24.0%)が2割半ばで続いています。「日常的に利用している(週に1回以上)」(0.0%)は1人もおらず、現利用者は「たまには利用している(1ヶ月に1回以上)」(3.8%)と極めて少数となっています。



5 農産物直売所の印象

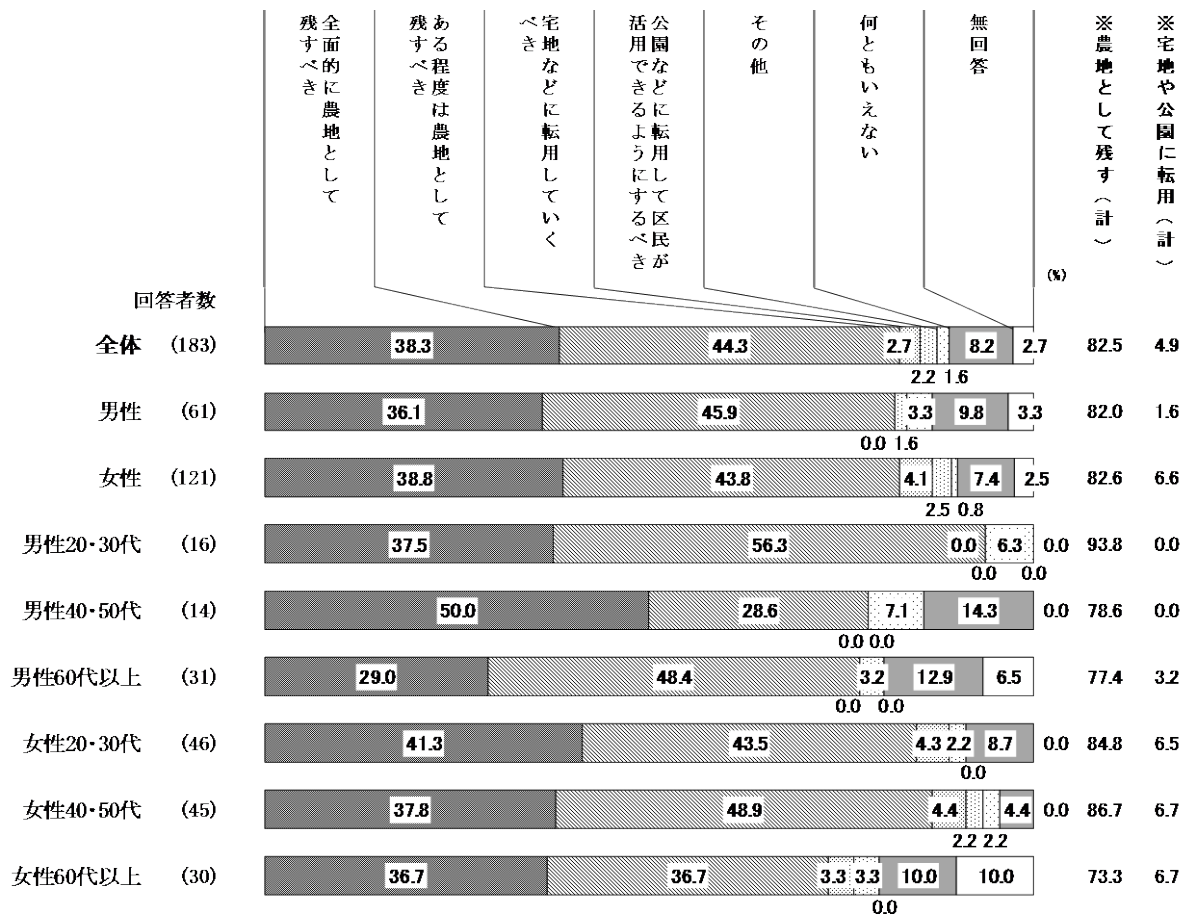
農業者の軒先で行っている直売所も含めた農産物直売所の印象は、「採れたてで、鮮度の良いものを買える点が良い（よさそう）」(77.6%)が8割弱と最も高くなっています。「直売所が近隣にない」(52.5%)「地元の農家で作った農産物を販売しているので親しみを感じる」(51.9%)がともに5割強で続いています。



■ 全体より+10%
 ■ 全体より-10%

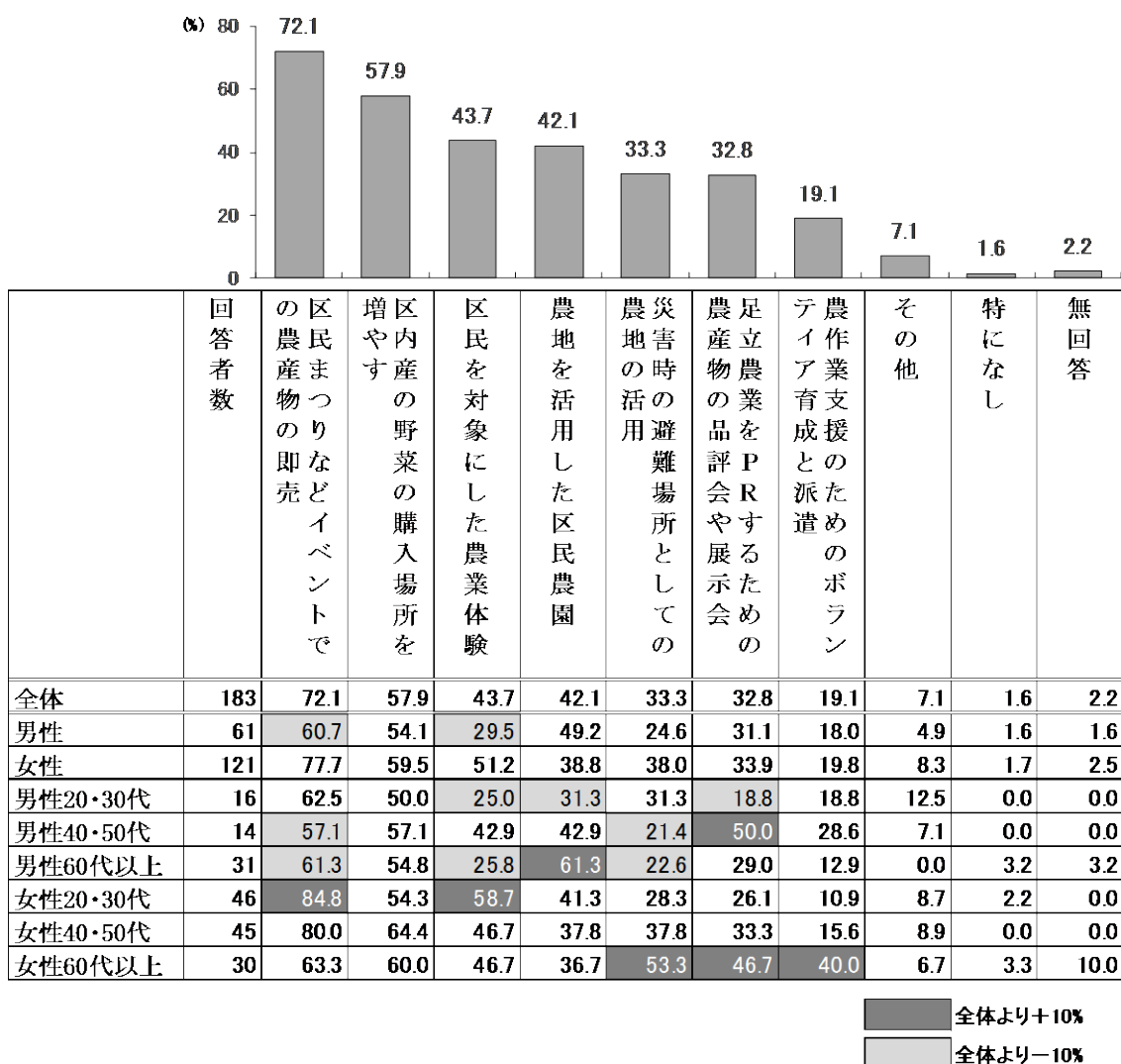
6 都市農地の今後の方向性

都市の中にある農地の今後の方向性については、「ある程度は農地として残すべき」(44.3%)が4割台半ばと最も多く、次いで多い「全面的に農地として残すべき」(38.3%)と合わせた【農地として残す】(82.5%)は8割強を占めています。一方、「宅地などに転用していくべき」(2.7%)と「公園などに転用して区民が活用できるようにするべき」(2.2%)を合わせた【宅地や公園に転用】は4.9%と少数となっています。



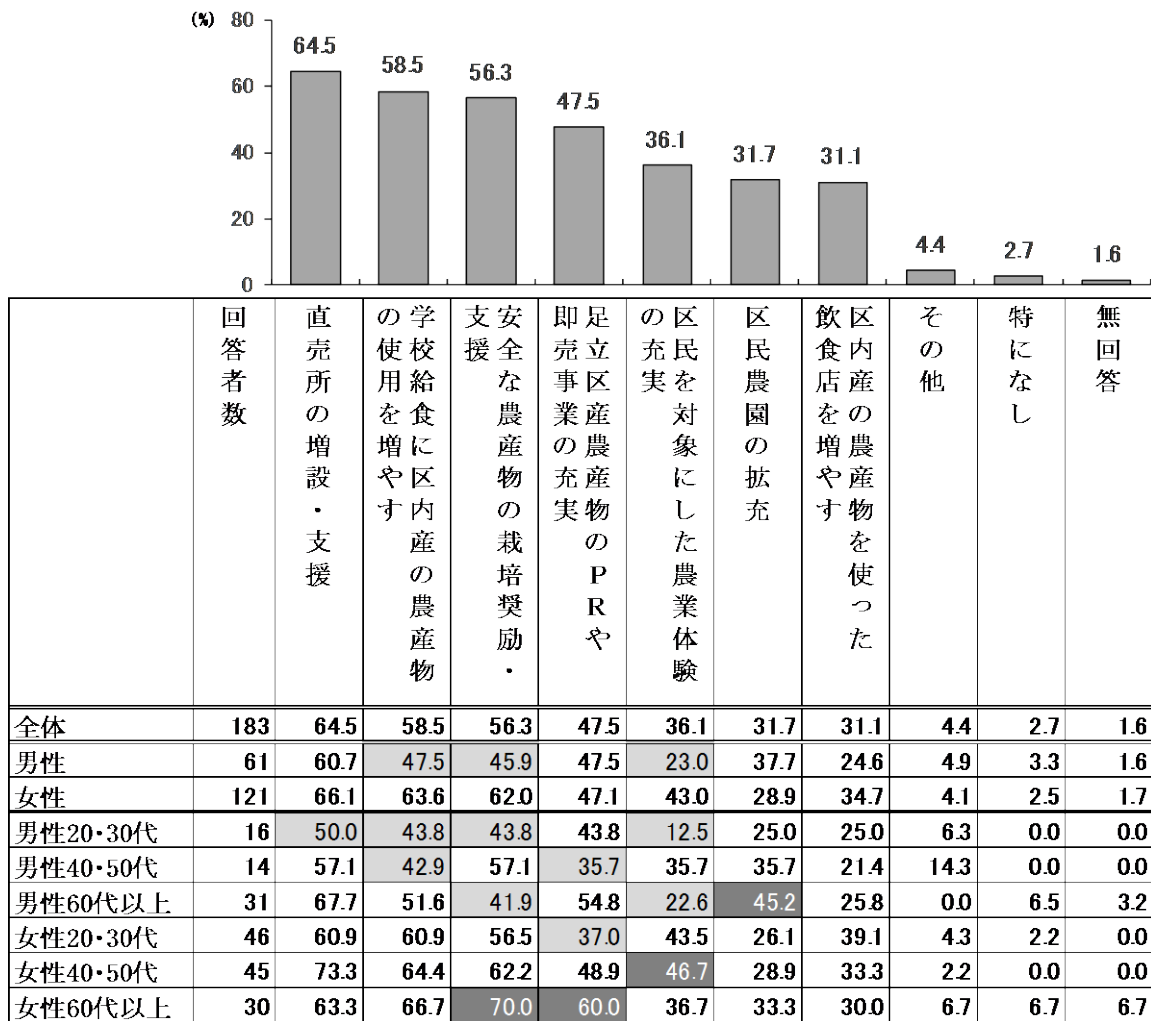
7 重要だと思う区の農業の取り組み

重要だと思う足立区の農業に関する取り組みは、「区民まつりなどイベントでの農産物の即売」(72.1%)が最も高く、以下「区内産の野菜の購入場所を増やす」(57.9%)が6割弱、「区民を対象にした農業体験」(43.7%)と「農地を活用した区民農園」(42.1%)がともに4割台が続いています。



8 区に期待する農業支援策

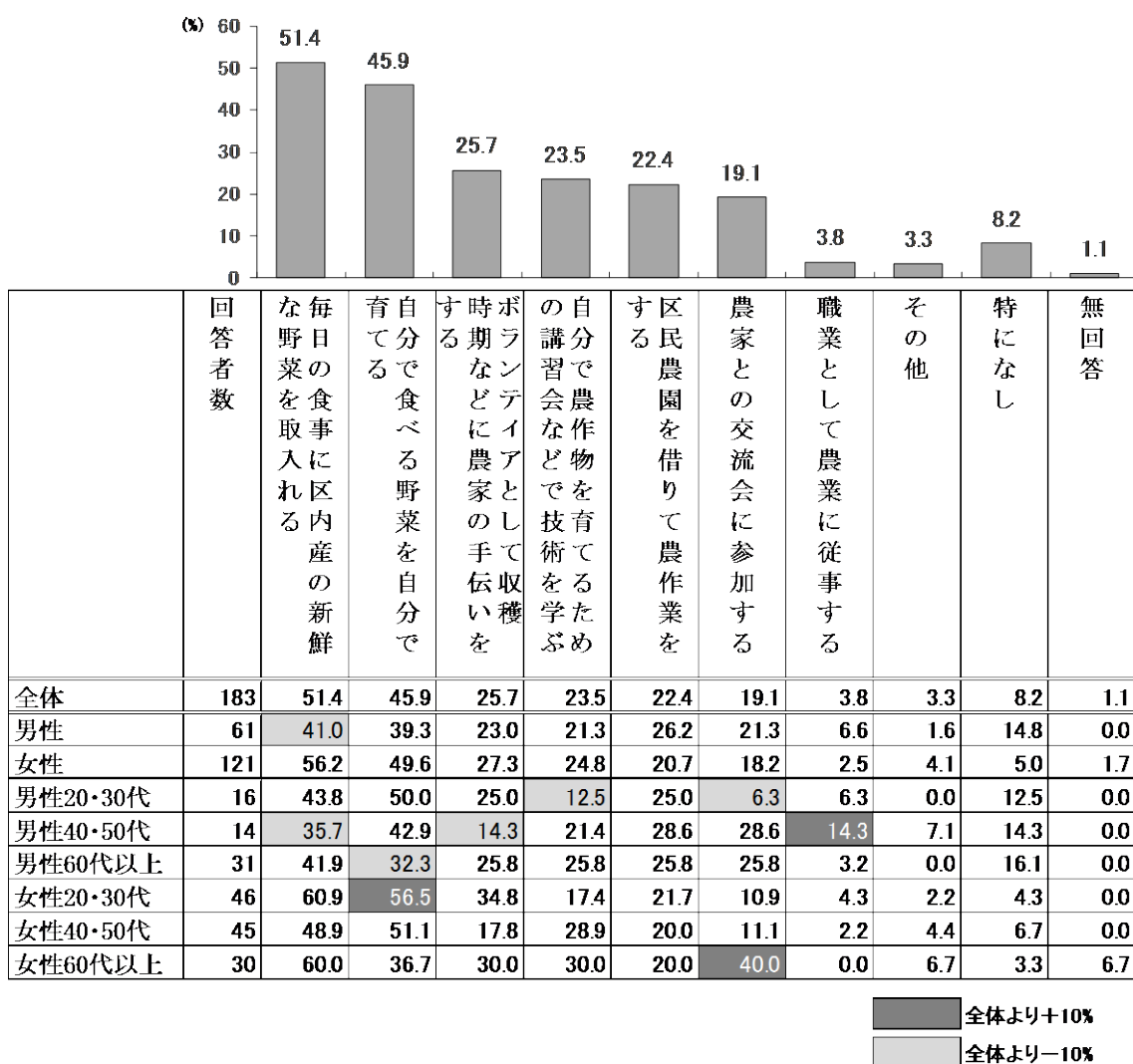
区に期待する農業支援策は、「直売所の増設・支援」(64.5%)が6割台半ばで最も高く、以下「学校給食に区内産の農産物の使用を増やす」(58.5%)と「安全な農産物の栽培奨励・支援」(56.3%)がともに5割台後半、「足立区産農産物のPRや即売事業の充実」(47.5%)が5割弱、「区民を対象にした農業体験の充実」(36.1%)が4割弱、「区民農園の拡充」(31.7%)、「区内産の農産物を使った飲食店を増やす」(31.1%)が3割台半ばで続いています。



■ 全体より+10%
■ 全体より-10%

9 今後やってみたい農業に関する活動

農業に関して、今後やってみたい活動は、「毎日の食事に区内産の新鮮な野菜を取り入れる」(51.4%)が約5割で最も高く、これに「自分で食べる野菜を自分で育てる」(45.9%)が4割台半ばで続き、これらが上位2項目となっています。以下、「ボランティアとして収穫時期などに農家の手伝いをする」(25.7%)、「自分で農作物を育てるための講習会などで技術を学ぶ」(23.5%)が2割台半ばで続いています。



4 農地・農業に対する農業者の意識調査結果（抜粋）

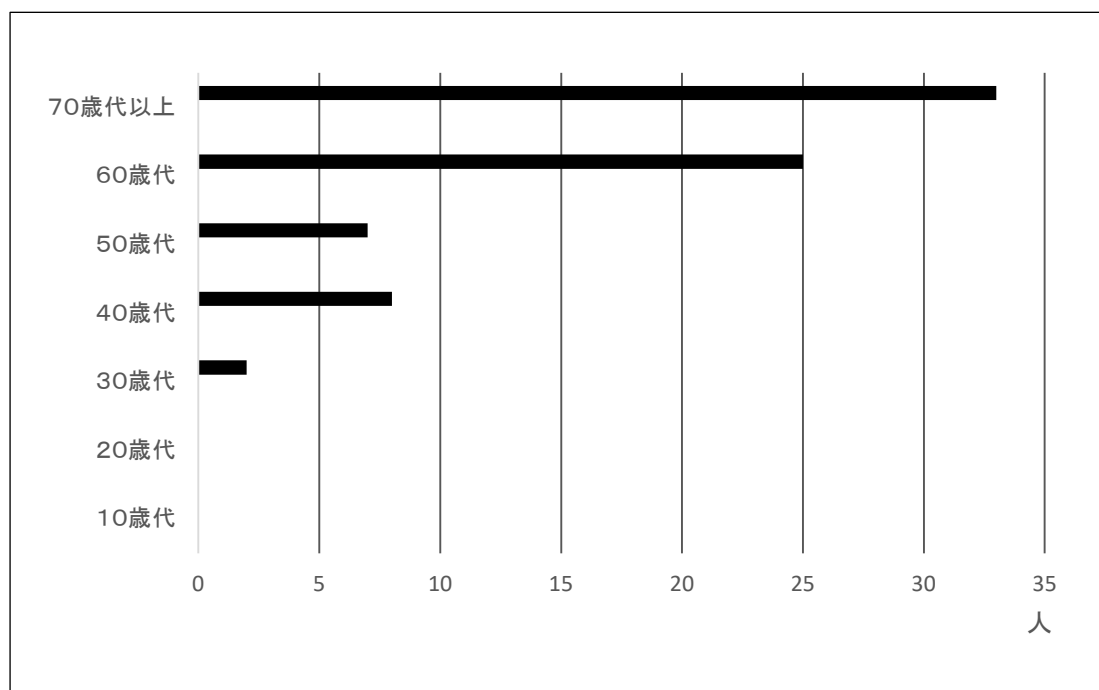
【調査の概要】

- ・調査期間 平成30年12月5日（水）～12月25日（火）
- ・調査方法 3a以上の農地所有者へアンケートを送付
- ・送付者数 191人
- ・回答者数 79人（回収率41.4%）

【調査結果】

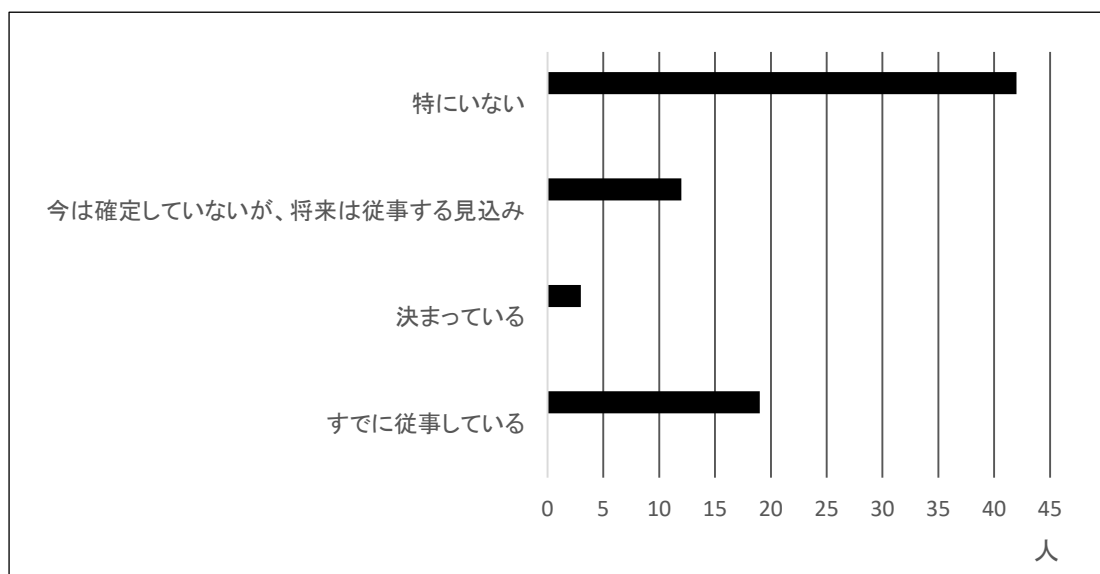
1 各農家の中心的農業者の年齢

70歳以上が最も多く全体の33人（約41.8%）を占め、農業者の高齢化が見てとれます。



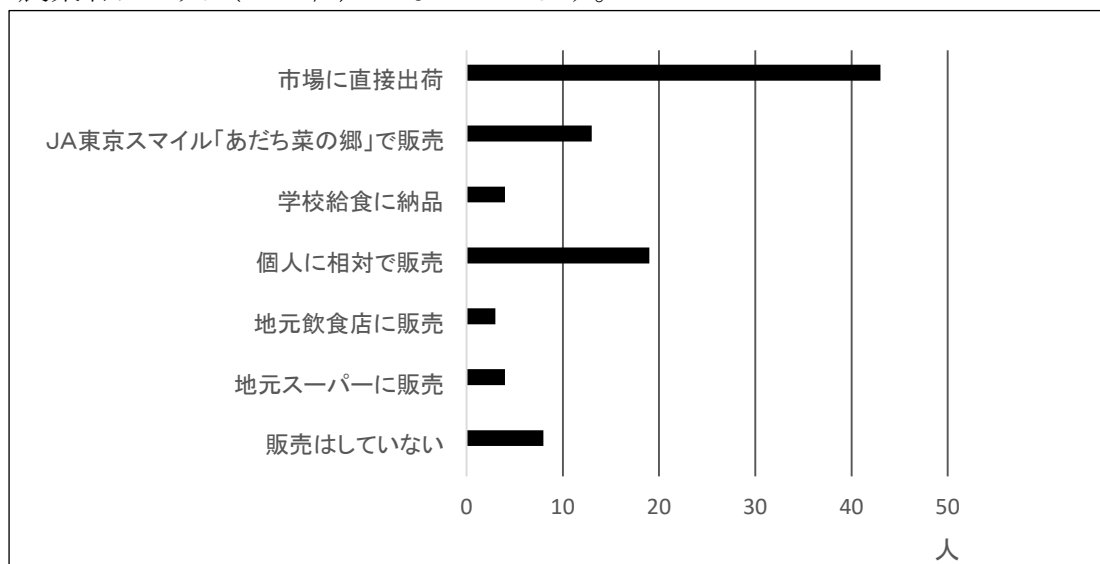
2 農業後継者の有無

農業後継者が「すでに従事している」19人(24.1%)が約2割で、「決まっている」3人(3.8%)、「今は確定していないが、将来は従事する見込み」12人(15.2%)と合わせた後継者のいる農業者の割合は約4割となっています。一方で、「特にいない」42人(53.2%)が約5割と、後継者問題が顕著な状況にあります。



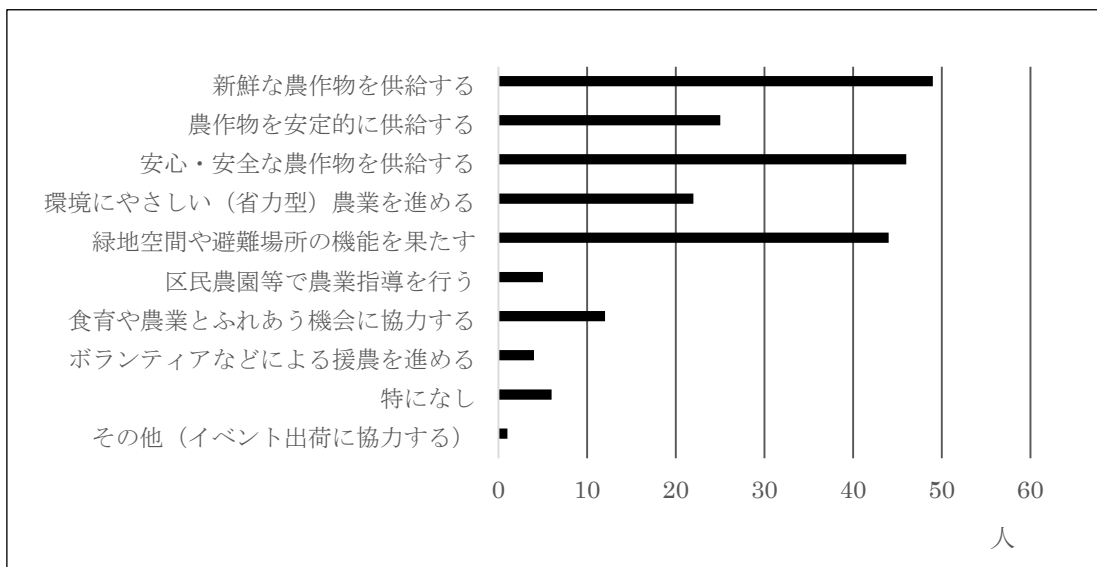
3 農産物の主な出荷先

農産物の主な出荷先として「市場に直接出荷」43人(54.4%)が約5割と最も多く、市場出荷型農業者が多いことがわかります。「JA東京スマイル農産物直売所(あだち菜の郷)で販売」13人(16.5%)、「学校給食に納品」4人(5.1%)という新たな出荷先もでてきています。一方、「販売はしていない」農業者は8人(10.1%)となっています。



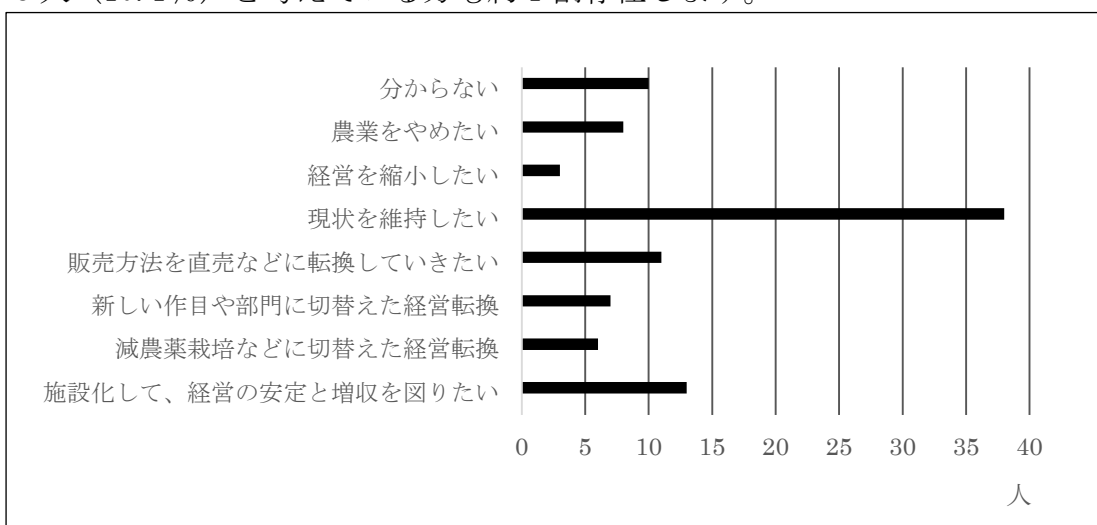
4 区民・消費者のかかわりの中で重要なこと

区民・消費者のかかわりの中で重要だと考えられることとして「新鮮な農産物を供給する」49人（62.0%）が約6割で最も多く、次いで「安心・安全な農産物を供給する」46人（58.2%）となっています。一方「農地を保全し、緑地空間や避難場所の機能を果たす」44人（55.7%）という農地の多面的機能を重要と考えている農業者も約5割います。



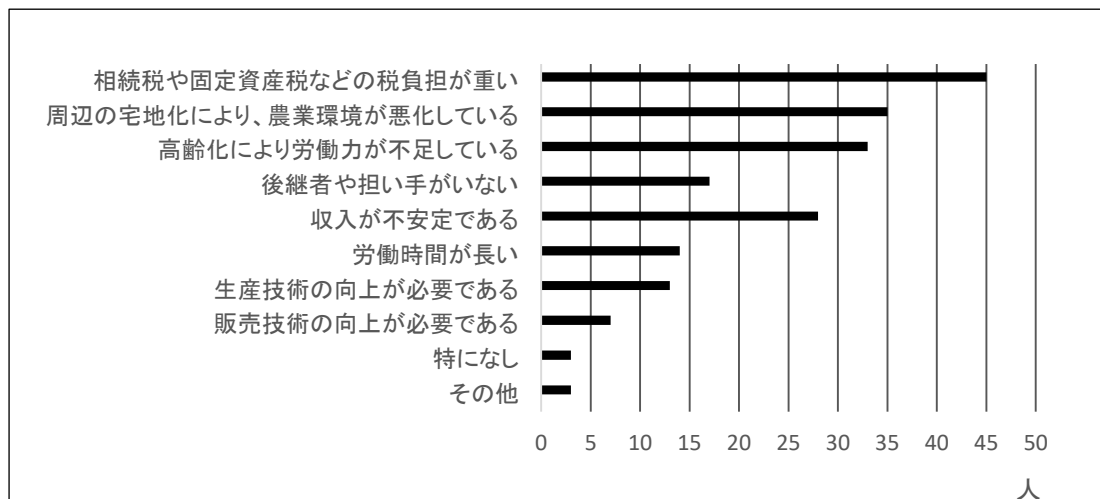
5 今後の農業経営の方向

今後の農業経営の方向について、「現状を維持したい」38人（48.1%）が最も多く5割弱となっています。また、「施設化などをして、経営の安定と増収を図りたい」13人（16.5%）と考えている意欲的な農業者が約1割いることがわかります。一方、「経営を縮小したい」3人（3.8%）、「農業をやめたい」8人（10.1%）と考えている方も約1割存在します。



6 農業経営で問題と感じていること

農業経営上の問題点として、「相続税や固定資産税などの税負担が重い」45人（57.0%）と最も多くなっています。また、「高齢化により労働力が不足している」が33人（41.8%）となっており、約4割の農業者が高齢化・後継者不足を課題と感じています。



7 農業・農地を保全するために区に望むこと

農業・農地を保全するために区に望むこととして、「都市農業の必要性の区民へのPR」28人（35.4%）が最も多く、約3割の農業者が農業経営を続けるためには、都市農地の必要性について区民・消費者の理解が必要と考えています。次いで、「ハウスなどの農業基盤整備に対する支援」22人（27.8%）、「援農ボランティアなど、労働力の確保」13人（16.5%）という農業経営に直接関わることを区に望んでいることがわかります。

